

主 文

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して6125万1000円及びこれに対する平成X年X月X日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告の夫であるAが、被告Bの経営する理学療法士養成施設であるCに入学後、同校のカリキュラムの一つとして、被告Dの経営するEにおける実習を受けたところ、Eにおける実習指導担当者であるFからパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けるなどしたことにより自殺したとして、原告が、被告Bに対しては不法行為又は在学契約に係る債務不履行（いずれも安全配慮義務違反）に基づき、被告Dに対しては使用者責任（民法715条1項）又は実習生受入契約に係る債務不履行（いずれも安全配慮義務違反）に基づき、連帯して、原告がAから相続（相続分は3分の2の割合）した死亡慰謝料等合計の一部である6125万1000円及びこれに対する平成X年X月X日（Aが死亡した日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 争いのない事実等

(1) 当事者等

ア 原告の関係者

(ア) Aは、昭和W年W月W日生まれの男性であり、平成X年X月X

日に自殺により死亡した者である（甲 1， 7， 弁論の全趣旨）。

- (イ) 原告は，平成 β 年 β 月 β 日から平成 X 年 X 月 X 日までの間，A と婚姻関係にあった者である（甲 1）。

原告は，同日，A の相続人として，A の権利義務を 3 分の 2 の割合で相続した（甲 1 4 の 1 ～ 3）。

- (ウ) G は，原告の実父であり，A の義父である（甲 1）。

イ 被告 B の関係者

- (ア) 被告 B は，診療所の経営等を目的とする医療法人であり，遅くとも平成 20 年 4 月頃から C を設置し，経営している（弁論の全趣旨）。

- (イ) C は，理学療法士及び作業療法士法（以下「法」という。） 1 条 1 号所定の理学療法士養成施設である（乙 1 6，弁論の全趣旨）。

C には，昼間部と夜間部があり，同校の学生はいずれかの部に入学した上，3 年間にわたり，理学療法士国家試験の受験資格の取得のために必要な単位を取得していくこととなる（乙 2，弁論の全趣旨）。

- (ウ) H は，C の教務を統括する学科長である（乙 1 6，証人 H 調書 1 頁，弁論の全趣旨）。

- (エ) I は，平成 21 年 4 月頃から平成 26 年 3 月頃までの間，C の教員であって，他の教員の相談役である教務参与の立場にあり，平成 24 年度には A の実習担当教員でもあった者である（証人 I 調書 1 頁， 2 頁，弁論の全趣旨）。

- (オ) J は，少なくとも平成 23 年 4 月頃から平成 25 年 3 月頃までの間，C の教員であって，A の平成 23 年度及び平成 24 年度の担任教員であった者である（弁論の全趣旨。原告と被告 B との

間では争いがない。)

(カ) Kは、平成24年4月頃から平成26年3月頃までの間、Cの教員であって、Aの平成25年度の担任教員(学生ごとに担当する教員が割り当てられる。)兼実習担当教員(実習施設ごとに担当する教員が割り当てられる。)であった者である(証人K調書1頁、46頁、弁論の全趣旨)。

ウ 被告Dの関係者

(ア) 被告Dは、診療所の経営等を目的とする医療法人であり、Eを経営している(争いがない。)

(イ) Eは、平成9年に大阪市L区に開院し、リハビリテーション科や整形外科等を診療内容とする医療機関である(争いがない。)

(ウ) Mは、Eに勤務する理学療法士であり、Eのリハビリテーション部門を運営するリハビリ部長である(丙8、証人M調書1頁、2頁、弁論の全趣旨)。

(エ) Fは、Cの卒業生であって、Eに勤務する理学療法士であり、AのEにおける実習の指導担当者(以下「スーパーバイザー」という。)であった者である(争いがない。)

(オ) Nは、Eに勤務する理学療法士であり、CにおいてAと同級生であった者である(弁論の全趣旨)。また、Nは、AのEにおける実習の指導副担当者(以下「サブバイザー」という。)であった(証人M調書7頁、8頁、証人F調書4頁、弁論の全趣旨)。

(2) 理学療法士は、厚生労働大臣の免許を受けて、医師の指示の下に、理学療法(身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。)を行うことを業とする者である(法2条3項)。

理学療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない（法3条）。また、理学療法士国家試験の受験資格を取得するためには、例えば高等学校を卒業した者であれば、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得する必要がある（法11条1号）。

(3) Aは、高等学校を卒業して社会人経験を経た後、平成22年4月頃、Cの第二理学療法学科（3年制・夜間部）に入学し、その1年次及び2年次のカリキュラムを問題なく修了した（甲88，乙1，弁論の全趣旨。Cへの入学及びカリキュラムの修了については、原告と被告Bとの間では争いがない。）。

(4) Cにおいては、3年次の臨床実習として9月頃から開始される第Ⅲ期臨床総合実習及び11月頃から開始される第Ⅳ期臨床総合実習の合計2回の臨床総合実習が予定されており、これらの実習の単位の取得が卒業要件の一つとなっている（乙2，弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いがない。）。

前記各臨床総合実習は、Cの学生が、同校の選定する受入先の病院において、実際に患者への施術等を担当するなどしながら、同病院のスーパーバイザーから理学療法士の技術等についての指導を受けるものであり、その概要は以下のアからオまでのとおりである（乙2，弁論の全趣旨）。

ア 実習期間（平成25年度の場合）

第Ⅲ期 平成25年9月2日から同年10月18日まで

第Ⅳ期 同年11月4日から同年12月20日まで

イ 実習時間

原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までであるが、
実際には、実習施設の病院又は施設に一任される。

ウ 実習到達目標

障害構造に対応する治療的介入と効果の確認をする。

エ 実習生の課題

(ア) 実習日誌

観察した症例，検査・測定を行った症例，運動療法や物理療法
を行った症例，習得した知識・技術，指導者への質問，自身の反
省や感想等を各項目にまとめて記載した上，実習中の毎朝，スー
パーバイザーに提出し，指導を仰ぐものである。

(イ) 症例日誌

担当した症例のうち症例報告会で発表するものについて，スー
パーバイザーの指導を参考にしつつ，発表資料として完成させて
いくものである。

(ウ) 症例報告会資料

実習終了後に C において実施される症例報告会の資料であり，
実習中に担当した症例のうち一つを A 3 用紙 1 枚にまとめ，担任
教員へ提出するものである。

(エ) 感想文

実習により習得したと思われる知識・技術を実習到達目標に照
らして自己評価し，反省を含めて感想をまとめた上，スーパーバ
イザーへの謝辞を記載し，スーパーバイザー及び担任教員へ提出
するものである。

オ 実習生の欠席・遅刻・早退

無欠席，無遅刻及び無早退を原則とするが，やむを得ず欠席・遅
刻・早退をしなければならない場合は，次の点に留意する。

(ア) 欠席又は遅刻をする場合は、始業時間までに実習施設に連絡して了解を得ると同時に、C（実習担当教員）にも連絡し、その理由等を説明する。また、早退についても、同様に連絡をし、了解を得る。

なお、Cに対しては、登校の際に速やかに欠席届・遅刻届・早退届を提出する。

(イ) 欠席・遅刻・早退の管理は、実習施設に一任する。なお、遅刻・早退は2回で欠席1日とし、無断の欠席・遅刻・早退は一切認めない。

無断欠席又は連絡不通となった場合は、原則として実習を中止する。

(ウ) 全出席日数のうち、原則として10分の1を上回る欠席があれば、臨床総合実習における評価は「保留」となる。

(5) Aは、Cにおける3年次である平成24年9月3日、同校により選定されたO病院において、第Ⅲ期臨床総合実習を開始した（弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いがない。）。

しかし、Aは、当該実習期間中である同月20日の朝、自宅を出た後に失踪し、同月21日まで行方不明の状態となり、同月22日午前11時30分頃までの間、自宅に戻らなかった（以下「平成24年の失踪事件」という。甲8，乙1，弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いがない。）。

Cは、平成24年の失踪事件によってAが実習施設を無断で欠席したことを理由に、Aの平成24年度の第Ⅲ期臨床総合実習を中止とした。その結果、Aは、同年度の第Ⅲ期臨床総合実習の単位を取得できなかった。

これにより、Aは、同年度までに第Ⅲ期臨床総合実習以外の全て

の単位を取得したものの、Cに留年せざるを得なくなり、平成25年度において第Ⅲ期臨床総合実習の単位の取得を目指すこととなった。(弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いがない。)

- (6) Aは、留年したことにより、平成25年4月頃から同年8月頃までの間はCを休学し、同年8月下旬頃に復学してから同年10月末頃までの間、臨床総合実習に備えるための指導を受けた後、同年11月頃から開始される実習(以下「本件実習」という。)において第Ⅲ期臨床総合実習の単位の取得を目指すこととなった(乙3, 証人K調書4頁, 5頁, 弁論の全趣旨)。

Cは、同年6月26日、本件実習におけるAの実習施設として、Eを選定した(原告と被告Dとの間では、日付につき弁論の全趣旨、その余は争いがない。原告と被告Bとの間では争いがない。)

- (7) Aは、同年11月5日、Eにおいて、本件実習を開始した(争いがない。)

Eは、本件実習に際し、Aに対する指導のため、Fをスーパーバイザーに、Nをサブバイザーにそれぞれ選任した(弁論の全趣旨)。

- (8) Fは、本件実習に際し、Aに対して、本件実習中に実習日誌(甲16の1・2)、症例日誌(甲15)、症例レポート(甲17)及び症例レポートのレジюме(甲18)を作成することを指示した(弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いがない。)

- (9) Aは、本件実習の期間中であるY年Y月Y日午後1時頃、実習施設のEから外出したまま行方不明となった(争いがない。)

Aは、X月X日午前1時頃、神戸市P区内の公園において、吊り橋様の遊具の鉄柱にテントロープを掛けて首を吊って自殺した(甲7, 弁論の全趣旨)。

- (10) Aは、自殺した際、以下の内容等が記載されたメモ帳(甲9, 3

3。以下「本件遺書」という。)を所持していた(甲7, 9, 33, 弁論の全趣旨)。

「何から書いたらいいのかな。一年前のあの時, やらなかった事。結局一年前と同じところに戻ってきた。一年間ずっと忘れられなかった, 周囲に助けられて生きてきたけど, 最後はやっぱりこうなるって思っていた。本当にもう無理。情けない自分とこれ以上向き合えません。もう終らせたい。本当に自分勝手ですいません。Qさんへ。本当に本当にありがとうございます。(中略)私は, 周囲とうまくやっていく事が苦手でした。」

2 争点

- (1) FのAに対する違法行為の存在
- (2) Fの違法行為とAの自殺との間の相当因果関係
- (3) 被告Dの使用者責任
- (4) 被告Dの安全配慮義務違反
- (5) 被告Bの安全配慮義務違反
- (6) 被告Bの安全配慮義務違反とAの自殺との間の相当因果関係
- (7) 原告の損害

3 争点に対する当事者の主張

- (1) 争点(1)(FのAに対する違法行為の存在)について
(原告の主張)

ア Fは, スーパーバイザーとして, 実習生に対し, 精神障害や過労等の心身の不調をもたらすような過度の疲労や心理的負荷を与えないように十分配慮する義務があったにもかかわらず, これに違反し, 本件実習において, Aに対し, 指導の域を超えたパワハラ行為をした。

具体的なパワハラ行為は, 以下の(ア)から(オ)までのとおりである。

(ア) Aは、平成25年11月12日、担当患者に対し、Aが患者の皮膚を楊子で軽く刺して刺激を入力し、当該患者が自らの感じた刺激の強さを数値に表して回答するという検査（以下「痛覚検査」という。）を実施していた。

すると、Fは、痛覚検査を実施中のAに対し、同検査の中断を指示した上、「何をしているのか。」と尋ねた。そのため、Aが痛覚検査についての説明を始めたところ、Fは、Aの説明を途中で遮って、「意味がないから中止。」と述べ、痛覚検査を中止させた。

その後、FがAに対して再度説明するように指示したため、Aが痛覚検査についての説明をしたところ、Fは、Aに対し、「それならそう言えばいい。要点を伝えないと分からない。」と述べた。もともと、痛覚検査が再開されることはなかった。

(イ) Aは、同月13日、前日である同月12日にFにより担当患者に対する痛覚検査の中止を指示されてしまったため、症例日誌に同患者についての記載をしていなかった。

すると、Fは、Aに対し、前記のとおり症例日誌に記載がないことを指摘した上、「これはボイコットをしているのと同じ。今日はもう見せたくない。帰るか。」と帰宅を促した。

その後、AがFに対して謝罪したところ、Fは、Aに対し、「次やったら終了。」と述べた。

(ウ) Aは、同月15日、その前日である同月14日に担当患者がEで受診しなかったため、担当患者について症例日誌に何も記載しなかった。

すると、Fは、Aに対し、症例日誌に担当患者についての記載がないことを指摘した上、「診ていなければ出さなくていいのか。」と叱責した。Aが返答に窮していると、Fは、Aに対し、「無視

するのか。」と述べた。

その後、AがFに対して謝罪をしたにもかかわらず、Fは、Aに対し、「帰れ。」と強い口調で述べた。

その結果、Aは、同日午前8時頃、Eを出て、Kの電話による指示に従い、Cへ登校した。

(エ) Fは、同月27日、Aに対し、10分後にEの隣にある接骨院で受診する予定がある担当患者に対して同人とAがEの前の直線道路を一緒に6分間歩くという内容の検査（以下「6分間歩行検査」という。）を実施するよう指示した。

そこで、Aは6分間歩行検査を実施したものの、実際には、同検査を終えてEに戻るまでに15分間程度かかってしまったため、前記接骨院のスタッフが周囲を探し回る事態となった。

Fは、自らがAに対して、時間もなく、スーパーバイザーの目も届かない場所で行う6分間歩行検査を指示したにもかかわらず、Aに対し、「何してたんや？みんな探してたんやで。」と叱責した上、「接骨院のスタッフも探し回ってくれてたから、一言謝るとき。」と述べて、接骨院へ謝罪に行かせた。

(オ) Fは、Y月Y日、Aがスーパーバイザー等に対して担当患者についての考察等を発表する場である症例発表の直前に、Aに対し、発表資料である症例レジュメの加筆修正を具体的な説明や指導のないまま指示した。

イ(ア) 平成11年3月31日に厚生省が定めた理学療法士作業療法士養成施設指導要領（甲71。以下「厚生省指導要領」という。）は、「臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成する」と規定しているところ、これは、理学療法士養成施設において、学生の実習施設の病院等での実習時間とレポート等の

作成時間の合計（以下「学習時間」という。）が1週間当たりおおむね45時間以内でなければならないことを意味している。

したがって、Fには、本件実習に係るスーパーバイザーとして、厚生省指導要領（甲71）を把握した上で、Aの学習時間が1週間当たりおおむね45時間以内となるよう配慮すべき義務があった。

(イ) 前記(ア)の義務があるにもかかわらず、Fは、Aがレポート等の作成のために1週間当たり25時間程度を費やしており、学習時間が1週間当たり60時間以上となっていることについて、何ら注意を払わずに、これを放置した。

（被告Dの主張）

ア 原告の主張アは、否認する。

原告の主張する注意義務は特定されておらず、主張自体失当である。

また、そもそも教育の本質として強制的・懲戒的側面があることは否定できないため、スーパーバイザーには実習生に対して一切の疲労や心理的負荷を与えてはならない義務があるとするのは不合理である。仮に、疲労や心理的負荷の程度が問題だとすれば、その基準が曖昧である以上、注意義務違反を認めることはできない。

さらに、Fは、以下の(ア)から(オ)までのとおり、Aに対するパワハラ行為をしていない。

(ア) 原告の主張ア(ア)について

a FがAに対して検査の中断を指示したこと及び同検査が再開されなかったことは認め、その余は否認する。

「実習の顛末」と題する書面（甲6。以下「顛末書」という。）の「説明していたのですが」との記載は、説明が検査開始前に

されていることを意味するため、FがAの説明を遮った旨の原告の主張と整合しない。

- b Fは、検査開始前に、Aから、担当患者の足をブラシでこすり、その反応を見て、同人の微妙な感覚を確認するという検査（以下「触覚検査」という。）を実施する旨の報告を受けた。しかし、Aは担当患者の足を約15分間にわたりブラシで強くこすりという不適切な態様で触覚検査を実施したため、担当患者はそれに不快感を示していた。そこで、Fは、Aに対し、「何をしているの。そんなやり方では意味がないから。」と述べて、触覚検査を中断させた。

その後、Fは、Aに対し、触覚検査の内容を再び説明させた。

(イ) 原告の主張ア(イ)について

- a Aが症例日誌に何も記載していなかったこと、FがAに対して症例日誌に記載がないことを指摘したこと及びAが謝罪したことは認め、その余は否認する。
- b Fは、本件実習の開始当初から、Aに対し、毎日必ず症例日誌に担当患者に関する考察等を記載するように指示していた。それにもかかわらず、Aが症例日誌に何も記載していなかったため、FがAに対して「なんで何も書いてないの。」と尋ねたところ、Aは「検査が中止になったので書く必要がないと思いました。」と答えるばかりであった。そのため、Fは、Aに対し、考えることを放棄したことがボイコットに当たるため、学校に帰って検査方法を再考するように求める趣旨で「これはボイコットしているのと同じやで。今日は帰るか。ちょっと考えてみて。」と注意し、頭を冷やして考えることを促した。

その後、冷静になったAは、自らの行動を反省し、Fに対し

て謝罪をした。Fは、その際、Aに対し、同じ担当患者に対して再び不適切な検査がされた場合には担当患者が実習に協力したくないと言い出すため、更なる不適切な検査はやめてもらうとの趣旨で、「次やったらもう止めてもらう。」と述べた。

(ウ) 原告の主張ア(ウ)について

- a Aが症例日誌に何も記載していなかったこと及びAがEを出て行ったことは認め、その余は否認する。

顛末書（甲6）は、Aが自己弁護のために作成した書面であるから、その内容を信用することはできない。

また、Fが「帰れ。」と述べたとの点については、Fが焦っていたことと整合しない。

- b Fは、本件実習の開始当初から、Aに対し、毎日必ず症例日誌に担当患者に関する考察等を記載するように指示していた。それにもかかわらず、Aが症例日誌に何も記載しなかったため、Fは、Aに対し、「診ていなければ担当患者の記載はなくてもいいの?」、「どう思う?」などと何度か聞いた。しかし、Aから返答がなかったため、Fは、自分の声が聞こえていないのかもしれないと思い、「こっちの声聞こえてる? こっちは返答待ってるんやけど無視してるの?」と確認した。

すると、Aが「はい、こちらの認識不足でした。いったん学校に帰って作ってきます。」と挑戦的に答えたため、Fは、むっとして「じゃ、帰り。」と述べた。その直後、Aは、実習用の白衣を着たままEを出て行った。

(エ) 原告の主張ア(エ)について

- a FがAに対して6分間歩行検査の実施を指示したこと及びAと担当患者が6分間歩行検査の開始から15分後にEに戻

って来たことは認め、その余は否認する。

- b Aは、毎日のように担当患者を診ており、同人が毎日定時に接骨院に行くことを知っていたため、平成25年11月27日も同人が6分間歩行検査を開始する10分後に接骨院で受診する予定があることを知っていた。それにもかかわらず、Aは、6分間歩行検査の開始後10分を経過してもEに戻って来なかったため、待機していた接骨院のスタッフ及びFが付近を捜すという事態になった。

その後、Fは、戻って来たAに対し、「何してたんや？みんな探してたんやで。」と尋ねたところ、Aが「SpO₂の測定に手間取ってしまいました。すいません。」と素直に謝ったため、「接骨院のスタッフも探し回ってくれてたから、一言謝るとき。」と指示した。

- c Aが時間を超えて検査を実施した結果、接骨院のスタッフに余計な手間を掛けさせたのであるから、同スタッフに対して謝罪するのは社会人として当然の行為であり、これを指示したFの行為が社会通念に反するとはいえない。

(オ) 原告の主張ア(オ)について

- a FがAに対して症例レジュメの加筆修正を指示したことは認めるが、その余は否認する。
- b Fは、Aに対し、症例レジュメの具体的な改善点として、①空白箇所が多いため、検査内容や評価内容をより多く書くこと、②歩行観察の内容が少なく、なぜ担当患者にとって歩行が重要なかが説明できていないこと、③歩行の持久性について客観性が乏しく、検査内容が活かされていないことを指摘した。

- イ 原告の主張イは、否認する。

(ア) そもそも厚生省指導要領(甲71)は、臨床実習時間の一単位の最低時間を定めたものにすぎず、実習生のレポート等の作成時間を含めた学習時間を管理すべきことを定めたものではない。

また、スーパーバイザーについて、実習生の学習時間を一括管理し、実習生に配慮すべき義務があるとするのは不合理である。

(イ) Fは、Aに対し、睡眠時間を確保することやレポート等が未完成であっても口頭で補えば足りること等を伝えた上、実習課題等を減らし、1日2回行うこととなっていたフィードバックも端的なものとするなどの配慮をした。

(被告Bの主張)

原告の主張は、知らない。

(2) 争点(2)(Fの違法行為とAの自殺との間の相当因果関係)について

(原告の主張)

ア Fのパワハラ行為等(前記(1)の原告の主張)により、Aの精神状態は悪化し、平成25年11月15日頃には、生気がなく、ひどく落ち込んでいる様子になるなど、Aに抑うつ症状が認められるようになり、更に自殺する前日(Y月Y日)頃までには、うつ病を発症していたと推認される。そして、Aは、前記うつ病の発症に伴う自殺衝動により、自殺に至った。

イ 人が、長期の慢性的疲労や睡眠不足、ストレス等が過度に蓄積した場合、精神障害を発症して自殺に至る危険があることは、周知の事実である。そうすると、精神障害を発症させ得る長期の慢性的疲労や睡眠不足、ストレス等の過重な負荷を伴う実習であることについての予見可能性があれば、相当因果関係があるというべきである。

F及び被告Dは、本件実習が開始されるまでに、①理学療法士養成機関における臨床実習が一般的に学生にとって負荷が高いものであること、②Aの前年度の第Ⅲ期臨床総合実習はAが行方不明になったことによって中止されたこと、③Aは疲労が蓄積すると意識が飛ぶことがあること、④Aは社会人経験があり、実習生としては年齢も高く、留年をしていたため、二度と失敗できないという追い込まれた状況であったことを認識していた。

これらの事情によると、F及び被告Dは、本件実習がAにとって精神障害を発症させ得る長期の慢性的疲労や睡眠不足、ストレス等の過重な負荷を伴う実習であることについての予見可能性があった。

したがって、Fのパワハラ行為等とAの自殺との間には、相当因果関係がある。

(被告Dの主張)

ア 原告の主張アは、否認する。

Aの自殺の原因は不明というほかない。

イ 原告の主張イのうち、Fが、Kから、Aの前年度の第Ⅲ期臨床総合実習について、Aが行方不明になったため中止になったことを聞いていたこと及びAには社会人経験があり、実習生としては年齢も高く、留年をしていたことは認め、その余は否認又は争う。

予見可能性は結果に対するものであるから、本件における予見の対象は、Aが自殺を発症するような精神的疾患にり患していたか又はAの自殺を危惧させるような具体的な事情があったかである。

そして、本件実習当時、原告及びGはAが自殺するとは考えておらず、FとAの人間関係も良好であって、Aには抑うつ症状にあっ

たと疑わせるような特異な言動もなかったのであるから、F及び被告Dには予見可能性がなかったといえる。

(被告Bの主張)

原告の主張は、否認する。

(3) 争点(3) (被告Dの使用責任) について

(原告の主張)

FのAに対するパワハラ行為等(前記(1)の原告の主張)は、被告Dが本件実習を実施するに際して行われた不法行為といえるから、被告Dは、Aに対し、使用者責任に基づく損害賠償責任を負う。

(被告Dの主張)

原告の主張は、否認又は争う。

(4) 争点(4) (被告Dの安全配慮義務違反) について

(原告の主張)

ア 被告Dは、被告Bとの間でCの実習生を受け入れる旨の契約をしたことにより、実習実施機関として実習生に対する指揮命令関係を有するに至ったといえるから、実習生に対し、スーパーバイザーによるパワハラを防止し、実習生の心身の不調をもたらすような過度の疲労や心理的負荷を与えないように十分配慮すべき安全配慮義務を負うといえる。

したがって、被告Dは、実習生であるAに対し、前記安全配慮義務を負っていた。

イ 被告Dは、FのAに対するパワハラ行為等(前記(1)の原告の主張)を放置したほか、Eにおいて実習生が休憩できる場所や設備を設置しなかった。

したがって、被告Dは、Aに対し、前記アの安全配慮義務違反に係る債務不履行に基づく損害賠償責任を負う。

(被告Dの主張)

ア 原告の主張アのうち、被告Dと被告Bとの間の契約の存在は認め、その余は否認又は争う。

原告の主張する安全配慮義務の内容は、極めて抽象的であって、その具体的内容が特定されていない。

イ 原告の主張イは、否認又は争う。

Fは、Aに対し、疲れた場合には仮眠するよう指導しており、実際に、Aは本件実習中に仮眠を取っていた。

(5) 争点(5) (被告Bの安全配慮義務違反) について

(原告の主張)

ア 安全配慮義務の存在

被告Bは、Aとの間でCに係る在学契約を締結していたことから、Aに対し、以下の(ア)から(エ)までの安全配慮義務を負っていた。

(ア) 平成25年度の担任教員であるKに対し、Aの平成24年の失踪事件の原因が心理的負荷であることを適切に引き継ぐべき義務

(イ) Aの平成24年の失踪事件を踏まえて、Aの平成25年度の実習施設及び実習時期について適切な選択を行うべき義務

(ウ) 本件実習の開始に先立ち、Aの実習施設のEに対し、実習生のAについて、その既往症、精神疾患にり患しやすい可能性があること及び実習の際に特に配慮すべき事項を伝えるべき義務

(エ) 本件実習中、実習が適正・安全に進められるように実習状況を適宜確認し、Aに対して過度の心理的負荷が掛かることのないように、Aへの適切な指導及び助言をするとともに、実習施設のEに対して必要な申入れや環境調整を行うべき義務(特に、理学療法士養成施設として、厚生省指導要領(甲71)を遵守し、A

の本件実習中の学習時間が1週間当たりおおむね45時間以内となるよう配慮すべき義務)

イ 予見可能性

(ア) 人が、長期の慢性的疲労や睡眠不足、ストレス等が過度に蓄積した場合、精神障害を発症して自殺に至る危険があることは、周知の事実である。

そうすると、安全配慮義務違反を問う前提としての予見可能性は、精神障害を発症させるおそれのある長期の慢性的疲労や睡眠不足、ストレス等の過重な負荷を伴う実習であることについての予見可能性で足りるというべきである。

(イ) 被告Bについては、①理学療法士養成機関における臨床実習が一般的に学生にとって負荷が高いものであることを認識していたこと、②平成24年9月頃、Aから、平成24年の失踪事件に関する心理的負荷の状況についての事情説明書(甲8)を受領していたこと、③同年10月31日頃、Aが平成24年の失踪事件の後に受診したTクリニックの医師から、平成24年の失踪事件について、過労状態となったためにZが生じた疑いがある旨の記載のある診療情報提供書(甲4、乙1・6頁。以下「本件診療情報提供書」という。)を受領していたこと、④平成20年頃、Cにおいて、実習中の学生が自殺する事件を経験していたこと、⑤Aが、前記④の自殺者と同様に、社会人経験があり、実習生としては年齢も高く、留年をしていたため、二度と失敗できないという追い込まれた状況であったことを認識していたことといたった事情がある。

これらの事情からすると、被告Bは、本件実習が、Aにとって、精神障害を発症させるおそれのある長期の慢性的疲労や睡眠不

足、ストレス等の過重な負荷を伴うものであることについて予見できた。

ウ 安全配慮義務違反

被告Bは、以下の(ア)から(カ)までのとおり、前記アの各安全配慮義務に違反した。

(ア) Kへの引継ぎ

Aの平成24年度の担任教員であるJは、平成25年4月頃、平成25年度の担任教員であるKに対し、「あとは実習の方をよろしくね。」と述べただけで、平成24年の失踪事件に関するAの精神状態やAに対する心理的負荷が高まった原因(①担当患者の評価に悩んでいたこと、②スーパーバイザーの指導内容が分かりにくかったこと、③睡眠時間が不十分であったこと、④実習生としては年齢が高いため、二度と失敗できないという追い込まれた状況であったこと、⑤迷惑を掛けてしまうという気持ちからスーパーバイザーやCの教員に相談できなかったこと)等のAに関する具体的事情の引継ぎを行わなかった。

(イ) 実習施設及び実習時期の選定等

a 被告Bは、本件実習におけるAの実習施設を選定する前に、Aとの間で、Aの精神状態等を確認するための面談を実施しなかった。

b 被告Bは、Aの本件実習の開始時期を平成25年9月頃ではなく、同年11月頃と選定した。

本件実習の開始時期を同年9月頃とすれば、本件実習中が何らかの原因で中止されたとしても、同年11月頃から再度実習を実施するなどの柔軟な対応が可能であるため、Aに対する心理的負荷も減っていたはずである。

(ウ) 実習開始前の環境調整等

- a 被告Bは、本件実習の開始前に、Eに対し、Aの既往症やAが精神疾患にり患しやすい体質である可能性があることを伝えなかった。
- b 被告Bの作成した平成25年度臨床総合実習指導要項(乙2。以下「実習指導要項」という。)には、臨床実習の前に、Cにおいて臨床実習指導者会議を開催し、実習施設のスーパーバイザーに対する事前説明(実習生の紹介や実習指導要項の説明等)を行うこと及びスーパーバイザーが臨床実習指導者会議に参加しなかった場合には、Cの実習担当教員が実習施設を訪問し、同様の説明を行うことが規定されており、被告Bは実際に同規定どおりの運用をしている旨表明している(甲61・3頁)。

しかし、Eの関係者が臨床実習指導者会議に参加しなかったにもかかわらず、Aの実習担当教員であるKは、本件実習の開始前にEを訪問せず、EのスーパーバイザーであるFに対して事前の説明も行わなかった。

(エ) 実習期間中の環境調整等

- a 被告Bは、平成20年9月頃、「実習チューターの教育管理12カ条」(甲47の2・21頁。以下「チューター12カ条」という。)を作成し、その第8条において「教員は実習地を必要に応じて訪問しまたは学生を適切な時期に登校させ問題発生を未然に防ぐ努力をすること。」と定めた。

しかし、Aの実習担当教員であるKは、本件実習中、Eを一度も訪問せず、Aとの面談も、AがFから帰るように言われてEを出た後にCに登校した平成25年11月15日の1回しか実施しなかった。

b 被告Bは、チューター12カ条の第6条において「教員はスーパーバイザーとの連絡を綿密にして信頼関係を構築すること。」と定めた。

しかし、Aの実習担当教員であるKは、本件実習中、Fとの面談を実施しなかった

c 被告Bは、厚生省指導要領（甲71）に違反し、Aがレポート等の作成に毎日膨大な時間を費やしていることを認識しつつ、これを放置し、Aに対して睡眠時間を十分に取るよう指導することやEに対してレポート等の負担が過度にならないよう是正の申入れをすることを怠った。

(オ) Aへの説明

被告Bは、本件実習の開始に当たり、Aに対し、スーパーバイザーの役割について、実習生に対して精神的苦痛を与えるための者ではなく、臨床実習の合否の決定権限も有していないことを説明しなかった。

(カ) Kの業務の過重性

被告Bは、本件実習当時、Aの担任教員兼実習担当教員であるKに対して過重な業務を課し、KによるAに対する適切な指導及び助言ができないような状況にした。

すなわち、被告Bは、担任教員としての経験が1年間にすぎないKを、近畿厚生局健康福祉部指導養成課の指導（甲64）に違反して、夜間部の定員（40名）を超える合計48名の学生の担任教員に任命した。また、被告Bは、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則2条4号が理学療法士である専任教員を6名以上確保しなければならない旨規定していたにもかかわらず、これに違反し、Cの夜間部の専任教員を5名しか有していなかった。

(被告Bの主張)

ア 安全配慮義務の存在

原告の主張アのうち、被告BとAとの間に在学契約が締結されていたことは認め、その余は争う。

(ア) 原告の主張ア(ア)は、争う。

原告の主張する義務の内容は不明確である。

Aが本件実習当時39歳の社会人経験者であったこと、本件実習前にはAに異常な言動が見られなかったこと、本件診療情報提供書には過労状態という肉体的負荷に関する情報しか記載されていないことからすると、被告Bには、心理的負荷に関する引継ぎ義務はない。

(イ) 原告の主張ア(イ)は、争う。

原告の主張する義務の内容は不明確である。

Cのカリキュラムの決定については、被告Bの広範な裁量に委ねられるべきであるから、実習施設や実習時期の決定についての義務は存在しない。

(ウ) 原告の主張ア(ウ)は、争う。

本件診療情報提供書には過労状態という肉体的負荷に関する情報しか記載されていないこと、Aが平成24年度の第IV期臨床総合実習を問題なく終えているため本件実習当時は病的な精神状態ではなかったといえること、仮にAが病的な精神状態であったとしても、本件診療情報提供書等に記載された情報は個人のプライバシーに関わる情報であるから第三者に開示すべきものではないことからすると、被告Bには、本件実習前の情報開示に関する安全配慮義務はない。

(エ) 原告の主張ア(エ)は、争う。

原告の主張する義務の内容は不明確である。

また、臨床実習において全く心理的負荷が掛からないようにするのは不可能である。

イ 予見可能性

(ア) 原告の主張イ(ア)は、争う。

安全配慮義務違反を問う前提として、Aの自殺という結果に対する予見可能性が必要であるから、予見の対象はAの自殺である。

(イ) 原告の主張イ(イ)のうち、被告Bが、平成24年9月頃にAから事情説明書(甲8)を受領したこと、同年10月31日頃にTクリニックの医師から本件診療情報提供書を受領したこと及び平成20年頃にCの学生が実習中に自殺する事件を経験したことは認め、その余は否認又は争う。

以下のaからfまでの事情からすると、Aが自殺に至るような事情やAの自殺の兆候はなかったといえるから、被告BはAの自殺を予見し得なかった。

a 本件診療情報提供書には、Aについて「現在の負荷が減った状態では、病的と判断される精神状態は認められません。」と記載されていた。

b Aは、平成24年度の第IV期臨床総合実習を問題なく修了した。

c 本件実習の開始前には、Aに異常な言動がなかった。

d AとFとの関係は、平成25年11月15日にKがFに対して電話を掛けた後に改善された。

e Aは、同月27日及び同月28日、Kに対し、本件実習の課題についての相談をしたものの、Eにおいていじめを受けているなどの相談はしていない。

f A と同居する原告は、A が自殺するまで、A が自殺してしまうかもしれないとの危惧を有していなかった。

ウ 安全配慮義務違反

原告の主張ウは、争う。

(ア) 原告の主張ウ(ア)は、否認する。

K は、平成 24 年の失踪事件当時から、A の平成 24 年度の実習の状況をおおむね把握していた。また、J は、平成 25 年 4 月頃、K に対し、平成 24 年の失踪事件から平成 24 年度の第Ⅳ期臨床総合実習終了までの状況を報告した上、本件診療情報提供書、事情説明書（甲 8）、始末書（甲 12）及び誓約書（甲 13）を確認させて、A に対する心理的負荷が高まった原因についても引き継いだ。

(イ) 原告の主張ウ(イ)は、認める。

A については、平成 24 年度の第Ⅳ期臨床総合実習を問題なく終え、平成 25 年 4 月及び 6 月に精神的な問題を抱えている様子も見受けられなかったのであるから、本件実習前の A の精神状態には何ら問題がなかったといえる。また、被告 B は、A の実習施設を選定した時点においては、E が不適切な実習施設であるとの認識を有していなかった。

さらに、本件実習の実習時期を同年 11 月頃と選定したのは、現役生との公平を図った上、9 月から復学する留年生のために臨床実習の準備のための指導を行っていたからである。

そうすると、A との面談を実施しなかったとしても、被告 B には、A の平成 25 年度の実習施設及び実習時期の決定について安全配慮義務違反があったとはいえない。

(ウ) a 原告の主張ウ(ウ) a は、認める。

なお、Aの既往症等を連絡しなかったのは、本件診療情報提供書には過労状態という肉体的負荷に関する情報しか記載されておらず、Aが平成24年度の第Ⅳ期臨床総合実習を問題なく終えていること等から精神的問題がなかったといえる上、仮にAに精神的問題があったとしても個人のプライバシーに関わる事情であるから第三者に開示すべきものではないからである。

b 原告の主張ウ(ウ)bは、否認する。

そもそも、実習指導要項(乙2)は、原則を定めたものにすぎず、実習前に必ず訪問しなければならない旨を定めたものではない。

また、Kは、本件実習の開始前に、Fに対し、電話を掛けて打合せを実施し、Aが平成24年度の第Ⅲ期臨床総合実習の途中で失踪したことや優秀ではあるが頑張りすぎる性格であることを伝えた上、様子を見ながら指導して欲しい旨を依頼した。

(エ)a 原告の主張ウ(エ)aのうち、Kが本件実習中にEを一度も訪問していないこと及びKとAとの面談は平成25年11月15日の1回しか実施されていないことは認め、その余は否認する。

そもそも、チューター12カ条は努力指針にすぎず、被告Bは、平成25年当時、実習担当教員が少なくとも1回は実習地訪問をすることとしていたにすぎない。また、Kは、本件実習の開始前後を通じてAからのメールや電話による相談に応じ、同年11月15日にはAとの面談を実施し、Fに対して電話を掛けてAからの要望を伝えた上、同月22日にもFへ電話を掛けてAに特に問題がないことを確認し、同年12月4日にEを

訪問することを予定していた。

これらの事情からすると、KがEを訪問していないことやAとの面談回数が1回であったことは、安全配慮義務違反に当たらない。

b 原告の主張ウ(エ)bのうち、Kが本件実習中にFとの面談を実施しなかったことは認め、その余は否認する。

そもそも、チューター12カ条は努力指針にすぎない。また、Kは、本件実習の開始前後を通じてAからのメールや電話による相談に応じ、同年11月15日にはAとの面談を実施し、Fに対して電話を掛けてAからの要望を伝えた上、同月22日にもFへ電話を掛けてAに特に問題がないことを確認し、同年12月4日にEを訪問することを予定していた。

これらの事情からすると、Kが本件実習中にFとの面談を実施しなかったことは、被告Bにとって、安全配慮義務違反に当たらない。

c 原告の主張ウ(エ)cは、否認する。

(オ) 原告の主張ウ(オ)は、否認する。

スーパーバイザーが精神的苦痛を与える存在ではないこと及び合否の決定権限を有していないことは、Cの学生にも配布される実習指導要項（乙2）にも明記された周知の事実である。

(カ) 原告の主張ウ(カ)は、否認する。

Cでは、担任教員及びその他の教員の合計10名程度の教員が分担して学生を担当していた。また、Kが実習担当教員として担当していたのは、Eのほか5施設、Aのほか6名（うち2名は同一の実習施設で実習していた。）にすぎなかった。

(6) 争点(6)（被告Bの安全配慮義務違反とAの自殺との間の相当因果

関係)について

(原告の主張)

ア 被告Bの安全配慮義務違反により、Aの精神状態は悪化し、平成25年11月15日頃には、生気がなく、ひどく落ち込んでいる様子になるなど、Aに抑うつ症状が認められるようになり、更に自殺する前日(Y月Y日)頃までには、うつ病を発症していたと推認される。そして、Aは、前記うつ病の発症に伴う自殺衝動により、自殺に至った。

イ また、前記(5)原告の主張イのとおり、被告Bには、本件実習が、Aにとって、精神障害を発症させるおそれのある長期の慢性的疲労や睡眠不足、ストレス等の過重な負荷を伴うものであることについての予見可能性があった。

したがって、被告Bの安全配慮義務違反行為とAの自殺との間には相当因果関係が認められる。

(被告Bの主張)

ア 原告の主張アは、否認する。

① Aが、平成25年11月16日(Kとの面談の翌日)からY月Y日(自殺する前日)までの間、何ら問題なく本件実習を実施していること、② EにおけるFのパワハラ行為等があったとはいえないこと、③ 本件遺書には臨床実習の課題がうまくいかない旨が記載されていたこと、④ Aが、同日に予定されていた症例発表の準備を進めていたにもかかわらず、症例発表のプレッシャーにより、Fに対し、パソコンと発表データを忘れた旨の嘘を述べてEから出て行き、その後に自殺したといえること、⑤ Aが原告を含む家族の援助をプレッシャーに感じていたことからすると、Aの自殺の原因は、Aの独自の性格傾向(年齢相当の問題解決能力の欠如)で

ある。

イ 原告の主張イは、否認する。

前記(5)被告Bの主張イのとおり、被告Bには、Aの自殺についての予見可能性がなかったのであるから、被告Bの行為とAの自殺との間の相当因果関係は認められない。

(7) 争点(7) (原告の損害) について

(原告の主張)

ア Aは、被告らの行為により、以下の損害を被った。

(ア) 死亡による慰謝料 2800万円

(イ) 死亡による逸失利益 5402万5000円

a 基礎収入は、平成25年度賃金センサス産業計・企業規模計・男性労働者・学歴計35歳～39歳に基づき、518万0500円が相当である。

就労可能年数は、Aが死亡当時39歳であったことから、28年（ライフニツツ係数＝14.8981）である。

生活費控除は、30%とすべきである。

したがって、死亡による逸失利益の計算式は、以下のとおりである。

$518万0500円 \times 14.8981 \times (1 - 0.3) = 5402万5724円$ （小数点以下切捨て）

b 原告は、前記aで算出された5402万5724円のうちの一部である5402万5000円（千円未満切捨て）を損害として主張する。

(ウ) 葬儀費用 150万円

(エ) 弁護士費用 835万2000円

(オ) 前記(ア)から(エ)までの合計 9187万7000円

イ 原告は、Aの死亡により、Aの前記損害に係る債権を相続した。

原告の相続分は3分の2であるから、原告の損害額は6125万1333円であるところ、原告はその一部である6125万1000円を損害として主張する。

(被告Dの主張)

ア 原告の主張は、否認する。

イ Aが自殺するに至ったのは、Aが本件実習を頑張り過ぎたこと及びAの被害妄想的性格が原因であるから、大幅な過失相殺又は素因減額がされるべきである。

(被告Bの主張)

ア 原告の主張は、否認する。

イ Aが自殺するに至ったのは、Aが幼少期に発症した α が原因であるから、素因減額（民法418条類推適用）がされるべきである。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記争いのない事実等、証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の事実が認定できる（認定根拠は各事実の末尾に記載している。）。

(1) 厚生省（当時）は、平成11年3月31日、厚生省指導要領（甲71）を定め、その「5 授業に関する事項」の項において、「臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。」と規定した（甲71）。

なお、前記規定における「1単位」は、1週間で取得することが前提とされている（弁論の全趣旨）。

(2) Cにおいては、平成20年9月29日、臨床総合実習中の学生（F

の同級生)が実習施設のスーパーバイザーから過度に心理的重圧を与えるような発言をされたこと等を原因として失踪し、自殺した事件(以下「平成20年の自殺事件」という。)が発生した(甲11, 56, 57, 弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いが無い。)

なお、平成20年の自殺事件については、自殺した学生の両親が被告B及び実習施設の経営者に対して損害賠償請求訴訟を提起し、平成26年4月28日に神戸地方裁判所の第一審判決が、平成27年2月17日に大阪高等裁判所の控訴審判決がそれぞれ言い渡された(甲56, 57)。

- (3) 被告Bは、平成20年9月頃、Cにおいて、チューター12カ条を作成し、その第8条において、「教員は実習地を必要に応じて訪問しまたは学生を適切な時期に登校させ問題発生を未然に防ぐ努力をすること。」と定めた(甲47の2・21頁, 甲61, 弁論の全趣旨)。
- (4) 被告Bは、平成22年7月頃、近畿厚生局健康福祉部指導養成課から、一部の学年において退学者を見込んで定員を超過して入学させている状況(1年生(夜間部)定員40名のところ、実際には学生数44名であること等)について、定員遵守に努め、退学者を見込んで定員を超過して入学させることは翌年度から絶対に行ってはならない旨の指導(以下「近畿厚生局の指導」という。)を受けた(甲64, 証人H調書22頁)。
- (5) 被告Dは、同年頃から、被告Bの依頼に応じ、Cの学生をEにおいて実習生として受け入れていた(時期につき、証人M調書2頁, 弁論の全趣旨。その余は、弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いが無い。)

そして、被告Dは、平成24年3月頃、被告Bとの間で、平成25年度についてもCの学生をEにおいて実習生として受け入れる旨の

合意をし、平成25年8月26日頃にも改めて前記合意を確認した（乙10～12，弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いが無い。）。

(6) Aは、Cの教員から、熱心に勉強するまじめな性格である上、高い能力を有しており、成績はとても優秀であって実習の準備や国家試験の対策について最も問題のない生徒の一人であると評価されていた（乙3，証人K調書30頁，証人H調書17頁，18頁，証人I調書1頁，弁論の全趣旨）。

(7) Aは、平成24年9月24日、平成24年の失踪事件の状況等について、おおむね以下の内容が記載された事情説明書（甲8）を作成し、同月頃、Cに対し、これを提出した（甲8，弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いが無い。）。

ア 謝罪の言葉

失踪したことにより、実習施設やCの関係者ら及び家族に対して迷惑を掛けたことを反省し、謝罪する。

イ 失踪に至る経緯

同月3日から同月19日までの間、担当患者についてのレポートやレジュメを作成したところ、スーパーバイザーからその内容に改善すべき点があることを指摘されたため、前記レポート等を書き直すなどしたものの、実質的に改善することができずにいた。失踪前日である同月19日の夜も、帰宅して3時間の仮眠を取った後、前記レポート等の改善をしようと検討していたが、結局、一行も書けないまま、同月20日の朝を迎えてしまった。

同日朝、自宅を出て実習施設へ向かおうとしたものの、自宅近くの公園で、レポート等が全くできなかつたことを考え込んでしまい、気が付くと実習施設での実習開始時間に間に合わない時間に

なってしまっていた。その頃からの記憶はあいまいになっている。一度自宅に戻った後、家族にはもう顔を合わせられないなどと考え、気が付くとタクシーに乗っていた。自宅に携帯電話を忘れたこと等から再び自宅に戻った後、大阪を離れなければならないようになり、電車に乗った。降りた駅でネットカフェやホテルに入り、一日中ぼんやりとしていた。

同月21日は、朝から目的もなく外出していたところ、携帯電話に警察から家族が心配しているのですぐに連絡するようとの連絡が来ていたことに気が付き、家族に連絡した。家族には同月22日の昼までには必ず帰ることを約束した上、同月21日もホテルに宿泊した。

同月22日午前11時30分頃、帰宅した上、家族に謝罪するなどした。

ウ 失踪に至った原因

実習中に、担当患者の障害の原因等の評価について悩んでおり、スーパーバイザーからも「2年次の実習でやるべきことで、今つまづくことではない」、「レポートに進展が見られない」などと指摘されたため、焦りがあった。また、検査の繰り返しによる担当患者への負担及びスーパーバイザーの業務時間を割いてもらって指導を受けていることに対して、申し訳ないという気持ちがあった。実習のために睡眠時間が短くなり、体調が優れなかった。年齢的なこともあり、チャンスは一度しかないと考えて、常に後がない、追い詰められているような気持ちがあった。実習施設の理学療法士に助言をもらっても、うまく整理することができなかつたため、Cの教員等に助言を求めること等も申し訳なく思い、できなかつた。

同月20日については、気が付くと失踪していたため、どのよう

な気持ちだったか記憶がない。レポートを全く進められなかった、それでは病院に行けない、そんな状態では家にいられない、という気持ちだったと思う。

エ 今後の対応

自身の考え方の特徴として、周囲に気を遣い過ぎて自ら行動しづらくしてしまうことが挙げられるので、もっと周囲に頼るべきだった。従前は、理学療法士になれなければもう後はないと思い込み、家族も同様の思いだと考えていたが、家族に「理学療法士になれなかったとしても、それはそれで仕方ない。」と言われ、多くの可能性があることが分かった。

今回の失踪に関して病院で診療を受けた後、できることなら再び理学療法士を目指したい。

- (8) Aは、同年10月17日、家族からの勧めを契機に、心療内科・精神科・神経科を専門とするTクリニックのR医師の診察を受けたところ、「α」及び「Zの疑い」等と診断された（甲4、乙1、弁論の全趣旨）。

Aは、その際、R医師に対し、平成24年の失踪事件当時は死ぬ気があったと思うがよく分からない旨を述べた（乙1、弁論の全趣旨）。

- (9) Aの義父であるGは、CがAの平成24年度の第Ⅲ期臨床総合実習を中止としたため、Aが留年せざるを得なくなってしまったことから、同月23日、Aと共にCを訪れて同校の学院長、I及びJと面談し、Aに平成24年の失踪事件について謝罪させた。その後、Gは、Aに席を外させた上、再度の実習等のAが留年せずに済むような救済措置を依頼した。しかし、学院長は、Gに対し、学院の規則により前記救済措置を取らない旨を述べた上、Aを立派に卒業させるのもう1年間預らせてほしい旨を述べた。その結果、Aは、

平成25年度に留年することを決意した。(甲81, 88, 証人G調書1頁, 2頁, 15頁, 16頁, 弁論の全趣旨)

また, Aは, 同日, Cの指示に基づき, ①平成24年の失踪事件について謝罪と反省をするとともに再度同様の事態を引き起こした場合にはいかなる処分にも異議なく従うことを誓う旨が記載された始末書(甲12)及び②平成24年度の第IV期総合臨床実習への参加を強く希望し, 万が一, 身体的・精神的問題が発症し中断せざるを得ないような状況が発生した場合, Aとその保護者が一切の責任を負い, Cに迷惑を掛けない旨が記載された誓約書(甲13)に署名するなどし, これらをCに提出した(甲12, 13, 弁論の全趣旨)。

- (10) Aの当時の担任教員であったJは, 同月下旬頃, R医師に対し, Aの精神状況や総合臨床実習の実施可能性等について問い合わせた(乙1・7頁)。

R医師は, 同月31日, Cに対し, Aについて, 「病名 #1. Zの疑い(H24年9月頃)」, 「症状経過および治療経過等 H24年10月17日当院初診, 27日, 31日と受診して頂いています。H24年9月中, 実習とアルバイトで充分睡眠もとれず, 過労状態となっており, 一時的に上記が生じたものと思われれます。現在の負荷が減った状態では, 病的と判断される精神状態は認められません。実習については, 負荷が大きくなりすぎないように, 相談しながら進めていかれるとよいのではと考えます。今後しばらく当方にも経過をみる予定としています。(通院のための時間については配慮を願います。)」などと記載した本件診療情報提供書を送付した(甲4, 乙1・6頁, 弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いが無い。)

- (11) Aは, 同年11月5日, S病院において, 平成24年度の第IV期臨床総合実習を開始し, 同年12月21日に同実習を問題なく修了

した（弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いがない。）。

また、Aは、同時期頃から本件実習の開始前頃までの間、K及び原告からみて、心身の健康状態について特に問題のある様子は見受けられなかった（乙3、証人K調書5頁、原告本人調書5頁、25頁～27頁、弁論の全趣旨）。

(12) Cは、平成25年3月頃、おおむね以下のア及びイのような記載のある実習指導要項（乙2）を作成した（乙2、弁論の全趣旨）。

ア 臨床総合実習の単位認定について（乙2・16枚目）

単位の認定は、実習施設での臨床総合実習内容（経過表及び意見）を尊重し、併せて学生の臨床実習における課題遂行状況、実習後の学内での症例報告状況等を総合的に検討し、Cの責任により判定する。

イ 実習担当教員の実習施設訪問時期について（乙2・18枚目）

実習施設を訪問する時期は、原則的に実習前及び実習期間中を予定しているが、実習期間中の訪問については各実習施設と調整した上で実施する。

訪問の主たる目的は、実習前については実習生の紹介と実習指導要項の説明、実習期間中については実習の進行状況や実習生の課題等について実習施設の意見等を聴くことである。

ただし、実習施設の関係者が臨床実習指導者会議に出席した場合には、同会議を実習前の訪問に代えることとする。

(13) Kは、Aの平成25年度の担任教員になることが決まった際、Aの平成24年度の担任教員であったJから、Kの担当する全学生（Aを含む。）について1行又は2行程度の概要が記載された一覧表を引き継いだものの、Aに関する情報について個別の引継ぎは受けなかった（証人K調書26頁、27頁、48頁、弁論の全趣旨）。

また、Cにおいては、学生のプロフィールが記載された個人票が存在するものの、同個人票がJからKへの引継ぎの際に活用されることはなかった（証人K調書48頁，49頁，弁論の全趣旨）。

- (14) Cの夜間部に所属する専任教員（理学療法士）は、平成25年度については5名であった（甲66，証人H調書23頁，24頁，弁論の全趣旨）。
- (15) Kは、平成25年度の担任教員として48名の学生を担当し、実習担当教員として5か所程度の実習施設（学生数合計6名程度）を担当していた（甲65，証人K調書38頁，39頁，証人H調書8頁，9頁，22頁～24頁，弁論の全趣旨）。
- (16) Kは、遅くとも平成25年6月頃までには、Aが平成24年の失踪事件を引き起こしたこと並びに本件診療情報提供書及び事情説明書（甲8）の内容を認識していた（証人K調書2頁，18頁，19頁，25頁，26頁，弁論の全趣旨）。
- (17) Kは、同年3月頃までの間に、Cの指示に基づき、Kが担当する学生全員（Aを含む。）の平成25年度の実習施設の割当案を作成し、その内容をまとめた一覧表（以下「実習施設割当一覧表」という。）を作成した（証人K調書5頁，49頁）。

Kが当初作成した実習施設割当一覧表においては、Aの実習施設はEではなかった（証人K調書6頁，27頁，49頁，証人H調書2頁，25頁，弁論の全趣旨）。

- (18) Cの学科長のHは、遅くとも同年6月頃までには、Aが平成24年の失踪事件を引き起こしたこと並びに本件診療情報提供書及び事情説明書（甲8）の内容を認識していた（証人H調書3頁，18頁，25頁～27頁，弁論の全趣旨）。

もっとも、Hは、平成24年の失踪事件後から平成25年6月2

6日までの間、Aに関与したことはなく、同期間のAの具体的状況についても認識していなかった（証人H調書13頁、28頁、弁論の全趣旨）。

- (19) Hは、遅くとも同月頃までには、Eについて、学生に対してしっかりとした指導をする施設であると認識していたが、特に厳しい指導をする施設であるとは認識していなかった（乙16、証人H調書16頁、17頁、28頁、弁論の全趣旨）。

他方、Kは、同じ頃までには、Eについて、レベルが高く、かつ、厳しい指導をする施設であると認識していた（証人K調書6頁、7頁、24頁、28頁、58頁、弁論の全趣旨）。

また、Eは、同じ頃までには、Cの学生から、厳しい指導をする実習施設であるとの評価をされていた（甲20の1、34の1②、35の1、35の2①、36①、証人K調書6頁、7頁、57頁、証人M調書5頁、18頁、21頁、22頁、弁論の全趣旨）。

- (20) Kが、同月頃までの間に、原案として作成した実習施設割当一覧表（前記(17)）をHに対して提出したところ、Hは、Kに対し、同一一覧表の一部を修正し、Aの実習施設をEにするよう指示した（証人K調書6頁、27頁、28頁、49頁、50頁、証人H調書1頁、2頁、25頁、弁論の全趣旨）。Hは、Aの実習施設を検討する際、①Fは、Cに在学中にまじめで熱心な学生であったため、Aに対してもまじめで熱心な指導をすることが期待できたこと、②EはAが自宅から通うことのできる位置に所在すること、③Aの同級生であったNが勤務していること、④本件診療情報提供書及び事情説明書（甲8）の内容を考慮したものの、前記④については特に重視しなかった（乙16、証人H調書3頁、5頁、6頁、26頁、27頁、弁論の全趣旨）。

Hの指示を受けたKは、Hに対し、平成24年度の失踪事件があったにもかかわらずAの実習施設をEにすることについて問題ないかどうかを尋ねたところ、Hは、Kに対し、「まあ大丈夫だろう。」などと答えた（証人K調書6頁、27頁、28頁、58頁、証人H調書2頁、25頁、弁論の全趣旨）。

Kは、Hの前記指示どおり、実習施設割当一覧表の一部を修正し、Aの実習施設をEに変更した（証人K調書6頁、50頁、証人H調書2頁、25頁、弁論の全趣旨）。

(21) Kによる前記修正後の実習施設割当一覧表は、同月26日、Cの教務会議において配布されたところ、同一覧表に対して異議や意見を述べる教員がいなかったため、Aの実習施設は同一覧表のとおりEに決定された（証人K調書8頁、証人H調書6頁、28頁、証人I調書14頁、弁論の全趣旨）。

(22) K及びその他のCの教員は、本件実習におけるAの実習施設がEに決定される前までに、Aとの間で、Aの精神状態等を確認するための面談を実施しなかった（証人K調書25頁、弁論の全趣旨。原告と被告Bとの間では争いがない。）

(23) Kは、同日、CにおいてAと面談し、Aに対し、本件実習における実習施設がEに決定したことを伝えた（甲5、34の1①、乙3、証人K調書8頁、9頁、弁論の全趣旨）。

(24) Aは、同日午後5時54分頃、Kに対し、「実習先を聞いて緊張度が高まりましたが、頑張ります。Eですが、一時間程度で通えると思います。実習の開始及び終了時間は実習近くにならないと分からないでしょうか？」などと記載したメールを送信した（甲34の1①）。

また、Aは、同日午後6時8分頃、Cの同級生に対し、「実習→E

です…学校に嫌われてもたかな。まあしゃあないです。また勉強会寄せてくださいな」などと記載したメールを送信した(甲20の1, 36①, 弁論の全趣旨)。

Kは、同日午後6時40分頃、Aに対し、「実習先がどこかというのは、電話やメールで伝えても良かったのですが、直接話したいので来てくれるという提案に乗らせてもらいました。実習の開始時間と終了時間ですが、調べて伝える事は出来るのですが、U君やNさんに聞いてもらうことで、二人とのラインをつなぎ、情報を得ることが出来るようになれば良いのではと考えます。もちろん、Aさんと二人の関係についてはほとんど知らないなので、判断はお任せしますが。それでは、また、返事を待っています。」などと記載したメールを送信した(甲34の2①)。

(25) Aは、同月28日午前7時25分頃、Nに対し、「実習、11月位からなんですけど、Eになりました。その際にNさんがそちらに就職したとK先生から聞きました。色々教えていただけたらとメールしました(時間、事前に学習しておくべきこと、特徴など)。ちなみに、かなりビビってます。」などと記載したメールを送信した(甲35の1)。

(26) Nは、同年7月2日午前6時30分頃、Aに対し、「実習、Eなんですかあ。Aさんなら大丈夫ですよ。自分で追い込みすぎないようにしてください。ビビることはないかと思います。Cから昼間の学生さん来てますけど、そんなビクビクしてませんし。バイザー担当の先生は二人。一人は皆がやられてるF先生。この人はもともとねっちょっこい人なので、特徴掴めば大丈夫です。もう一人はベテランのV先生。学生に当たりは厳しいところもありますが、他の実習地並みかと。(中略)私も多分まだいてるやろうし、一緒に乗りきりまし

よう！」などと記載したメールを送信した（甲35の2①）。

(27) Aは、同年の初夏頃、原告に対し、本件実習における実習施設がEに決まったことについて、学生の間で一番厳しくて嫌な実習施設と評価されているところに当たってしまって最悪である旨を何度も述べた（原告本人調書5頁，弁論の全趣旨）。

(28) Eの関係者は、Cにおいて開催された平成25年度の臨床実習指導者会議を欠席した（証人F調書3頁，4頁，弁論の全趣旨）。

(29) Kは、同年8月頃、Fに一度だけ電話を掛け、Aについて、学力は非常に優秀であるが、まじめで一つのことを思い詰めやすい性格であること、平成24年の失踪事件を引き起こし、平成24年度の第Ⅲ期臨床総合実習が中止となったこと、その結果、平成25年度に留年して本件実習に臨む状況であること及び本件実習では様子を見ながら指導して欲しいことを伝えた（甲5・2頁，3頁，乙4，証人K調書10頁，29頁，30頁，証人F調書26頁～28頁，43頁，61頁，62頁，弁論の全趣旨）。

その際、Kは、Fに対して、平成24年の失踪事件の原因を伝えておらず、Fも、Kに対して、平成24年の失踪事件の原因について何ら確認しなかった（証人K調書10頁，30頁，31頁，42頁，43頁，証人F調書27頁，弁論の全趣旨）。

また、Kは、本件実習の開始前に、Fに対し、Aの本件診療情報提供書及び事情説明書（甲8）を交付せず、その内容を伝えることもしなかった（証人K調書10頁，30頁，31頁，証人F調書43頁，44頁，弁論の全趣旨）。

(30) Fは、遅くとも平成25年11月5日までには、平成20年の自殺事件の存在を認識していた（証人F調書46頁，47頁，弁論の全趣旨）。

- (31) Eのリハビリ部長であるM、F及びNは、遅くとも平成25年1月5日までには、Kからの連絡（前記(29)）を踏まえてAへの対応方針等を検討し、Aが自己を追い詰めやすい性格であるため、本件実習による負荷が掛かり過ぎないように配慮しなければならないと考えていた（証人M調書37頁、証人F調書62頁、弁論の全趣旨）。
- (32) 同年当時、Eにおける診療業務は、午前7時30分頃に朝礼をして始業した後、午前診（午前8時診療開始、午後0時受付終了）及び午後診（午後4時診療開始、午後8時受付終了）の二部制となっており、1週間のうち月曜日、水曜日及び金曜日は午前診及び午後診の双方を実施し、火曜日、木曜日及び土曜日は午前診のみを実施していた。また、日曜日は休診日とされていた。（甲5、88、乙5、6、証人F調書30頁、原告本人調書6頁、弁論の全趣旨）
- (33) Fは、本件実習の初日である同年11月5日、Aに対し、平成24年の失踪事件の経緯を尋ね、Aから、第Ⅲ期臨床総合実習により睡眠不足となったため、心身が病的状態となり、記憶を失って同事件を引き起こしたこと及び疲労がたまると記憶を失うことがあること等の説明を受けた（甲5・8頁、乙5、証人F調書5頁、6頁、弁論の全趣旨）。
- (34) Fは、同日、Aに対し、実習日誌については口頭の説明で補ってもよい旨を伝えた（甲16の1・55頁、証人F調書6頁、8頁、弁論の全趣旨）。
- (35) Aは、同日頃から同月7日頃までの間に、原告に対し、Fの声が小さすぎて聞き取りにくいこと、Aが聞き取れなかった場合に聞き返すとFの機嫌が悪くなること及びFが返事に困るような話し方をすることから、Fとの人間関係について非常に困っている旨を何度も述べた（甲6、原告本人調書8頁、28頁、弁論の全趣旨）。

(36) Aは、同月9日、Cの同級生に対し、「同級生がいてるのはありがたい…が、やっぱり実習は楽しくはない」と記載したメールを送信した（甲37、弁論の全趣旨）。

(37) Aは、同月12日、Fの許可を得て、担当患者に対する痛覚検査を実施した（甲6、15・39頁、証人F調書10頁、60頁、弁論の全趣旨）。

Fは、Aが痛覚検査を実施する前に、Aから同検査の概要の説明を受けていたものの、同検査の具体的方法はCの授業で習得しているはずであると考え、Aに対して同検査の具体的方法を指導しなかった（証人F調書10頁、47頁、65頁、弁論の全趣旨）。

Fは、同日、Aに対し、前記担当患者に対する検査の中止を命じた（甲6、15・39頁、証人F調書11頁、弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いがない。）。

(38) Aは、同月13日、Fに対し、症例日誌を提出したものの、同月12日に検査中止を指示された担当患者についての考察等は何ら記載していなかった（甲6、証人F調書12頁、弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いがない。）。

Fは、Aが症例日誌に前記担当患者についての考察等を記載していなかったため、同日、Aに対し、「なんで何も書いてないの。」と尋ねたところ、Aは「検査が中止になったので書く必要がないと思いました。」と答えた（証人F調書12頁、弁論の全趣旨）。

その後、Aは、Fに対し、症例日誌に記載がなかったことについて謝罪した（甲6、弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いがない。）。

(39) Aは、同月13日に帰宅した際、非常に落ち込み、しょうすいした様子であって、原告と会話をしようとしなかった（原告本人調

書10頁，11頁，弁論の全趣旨)。

(40) Aは，同日頃，実習日誌(甲15)の同月12日の欄に，痛覚検査を実施したことに加え，反省点として，「検査の進め方のまずさと，説明ミスで中止となる。」，「検査の進め方・目的について質問された際，その内容を的確に伝える説明を行えなかった。これを的確に行えなかったことから，中止となってしまい」担当患者に迷惑を掛けた旨を記載した(甲15・39頁，弁論の全趣旨)。

(41) Aは，同月14日，担当患者がEで受診しなかったため，Fの指示に基づき，その他の患者の検査や治療を実施した(甲6，弁論の全趣旨)。

同日の実習終了後，Aは，Fの指示に基づき，同日に検査等を実施した患者についての考察等を実習日誌に記載した(甲6，16の1，弁論の全趣旨)。

(42) Aは，同日午後7時45分頃，Kに対し，「今のところは，継続して行っておりますが，昨日帰らされかけました。謝罪してどうにか帰らずに済みましたが。予想通りプレッシャーが強い環境で，一次評価で苦勞しています。気を使いすぎて思うように考えられない，抜けが出てしまっている状態です。他校の実習生が体調不良で今日欠席でしたが，昨日話した感じだと，バイザーとの関係で悩んで来るのが辛いようでした。愚痴になってしまい申し訳ありません。明日も頑張ります。」などと記載したメールを送信した(甲34の1②)。

(43) Aは，同日に帰宅した際，非常に落ち込んだ様子であって，原告と会話をしようとしなかった(原告本人調書11頁，弁論の全趣旨)。

(44) Aは，同月15日午前7時30分頃，Fに対し，実習日誌及び症例日誌を提出したものの，前日である同月14日に担当患者がEで

受診しなかったことから、担当患者についての考察等は何ら記載していなかった（甲 6， 1 6 の 1， 証人 F 調書 1 6 頁， 1 7 頁， 6 4 頁， 弁論の全趣旨。原告と被告 D との間では争いがない。）。

A の実習日誌等を確認した F は， A に対し， 実習日誌又は症例日誌に担当患者に関する記載がないことを指摘した（甲 6， 証人 F 調書 1 7 頁， 6 4 頁， 弁論の全趣旨。原告と被告 D との間では争いがない。）。

その後， A は， 同日午前 8 時頃， 突然， 実習用の白衣を着たまま， 自らの荷物を抱えて E を勢いよく走って出て行った（甲 6， 乙 5， 6， 証人 F 調書 1 9 頁， 6 7 頁， 6 8 頁， 弁論の全趣旨。原告と被告 D との間では争いがない。）。

(45) N は， 同日午前 8 時 2 5 分頃， A に対し， 「どうしました?? 大丈夫ですか? 連絡ください!」 と記載したメールを送信した（甲 2 0 の 2， 3 5 の 2 ②）。

K は， 同日午前 9 時 8 分頃， A に対し， K に連絡をするよう求める旨のメールを送信した（甲 3 4 の 2 ②）。

(46) K は， 同日午前 8 時 3 0 分頃までには， F からの連絡を受け， A が E を突然出て行ったことを認識した上， A と連絡を取り， A に対して C へ登校するよう指示した（甲 5， 乙 4 ～ 6， 証人 K 調書 5 5 頁， 証人 F 調書 1 9 頁， 2 0 頁， 3 0 頁， 3 1 頁， 弁論の全趣旨）。

K 及び I を中心とする C の教員三， 四名は， 登校した A と面談し， E を出た経緯を聴取した（甲 5， 乙 4， 証人 K 調書 1 4 頁， 2 2 頁， 3 5 頁， 4 4 頁， 証人 I 調書 1 5 頁～ 1 7 頁， 2 9 頁， 弁論の全趣旨）。

(47) A は， 同日の C における面談の際， K の指示に基づき， 同月 5 日から同月 1 5 日までの E における本件実習の具体的経緯等を記載し

た顛末書（甲 6）を作成し，Cへ提出した（甲 6，証人 K 調書 3 4 頁，3 5 頁，5 2 頁，5 3 頁，弁論の全趣旨）。

顛末書には，以下のように記載された箇所がある（甲 6）。

ア 「1 1 / 1 2（火）」

「担当症例様の痛覚検査を行う事になっていました。検査の手順として，まず左右への感覚の入力の有無をみて，その後左右の強弱を調べていこうと思っていました。実施途中で，F 先生より一端中断するようにいわれ，「何をしているのか」と聞かれました。説明していたのですが，途中で止められ，「意味がないから中止」といわれました。その後もう一度説明を求められたので，最終的に左右の強弱を比較する事を伝えたところ，「それならそうとさえいい。要点を伝えないと分からない」と言われましたが，自分のしようとしていた事は理解していただけたと感じました。」

イ 「1 1 / 1 3（水）」

「1 1 / 1 2（火）のデイリーを提出したのですが，その中に担当症例の方についてのものは作っておらず，お叱りを受けました。内容としては，中止したとはいえ，何か得られるものはあったはずで，それは当然出さないといけないと言われ，「これはボイコットしているのと一緒に」と指摘されました。そして，「今日はもう見せたくない，帰るか」と言われました。その後，30分程，リハ室の角のスペースで待機していましたが，最終的には謝罪し，受け入れて頂きました。その際，次やったら終了と言われました。」

ウ 「1 1 / 1 4（木）」

「この日は担当症例様が休まれた。F 先生と，V 先生につかせて頂き，担当症例様以外の検査や治療を行いました。終了後，「今日は K さん（治療させて頂いた方）の事と，課題（3つありました）」

をまとめることと、V先生の方をやるように」と言われましたので、帰宅後、それらをまとめ、担当症例様のことについては、レポートの叩きを作成していましたが、叩きについては提出できる形になっていなかったもので、プリントアウトはしませんでした。」

エ 「11 / 15 (金)」

「朝礼前にデイリーをF先生、V先生に提出し、本日用担当症例様への検査内容を伝え、了承されました。朝礼後、F先生より、症例様についてのものでないと言われました。前日お休みでしたので、デイリーは作っていない事、自宅でレポートの叩きを作っていた事を伝えましたが、「みてなければ出さないでいいのか?」と聞かれ、返事に窮していると「無視するのか?」といわれました。お詫びしたのですが、帰るように言われました。その後、クリニックを出ました。」

(48) Kは、同月15日のCにおける面談の際、Aに対し、Fに対して気を遣い過ぎないようにすべきである旨を助言した。その後、IがAに対して更に何か言いたいことがあれば言うように促したところ、Aは、Fの声が小さくて聞き取りにくい旨を述べた。

そこで、Kは、Aの面前でFに対して電話を掛け、Fに対し、AがFの声が小さいため聞き取りづらいと述べている旨を伝えた。これに対し、Fは、Kを通じて、Aに対し、声が小さくて聞き取りづらい場合には気負わずに近づいて聞くようにして欲しい旨を伝えた。(甲5、乙4、証人K調書14頁、22頁、23頁、35頁、44頁、45頁、証人F調書20頁、31頁、32頁、証人I調書15頁～18頁、29頁、弁論の全趣旨)

(49) Aは、同日午後9時35分頃、Nに対し、「ご迷惑かけて申し訳ないです。『帰れ』と言われまして、Nさんからもアドバイスいただい

てましたが、ちょっと自分を客観視できてなくて…自分の反省すべき点をきちんと考え直す必要があると思ったので、学校に帰って指導を受けてました」と記載したメールを送信した（甲20の3）。

Nは、同日午後10時3分頃、Aに対し、「何度も言ってますが、自分を追い詰めたらダメですよ～『帰れ』と言ったF先生が焦ってはったし〔汗を意味する絵文字〕状況は、F先生からも聞きました。バイザーの求めることと、自分の解釈の違ってどうしてもあるし…とにかく明日は頑張ってきてくださいね！」と記載したメールを送信した（甲20の4・5，35の2③）。

(50) Aは、同日頃から、原告に対し、背中全体の痛みを訴えるようになった（原告本人調書14頁～16頁，弁論の全趣旨）。

(51) Aは、同月21日午後2時26分頃、Kに対し、「本日は午前診で終わりました。今日も叱られました。どうにか続いています。頑張ります。」などと記載したメールを送信した（甲34の1③）。

Kは、同日午後2時35分頃、Aに対し、「本日もお疲れ様でした。大変かと思いますが、応援しています。」と記載したメールを送信した（甲34の2③）。

(52) Kは、同月22日、Fに対して電話を掛け、Aの様子を尋ねたところ、Fから、特に問題は生じていない旨の回答があった（甲5，乙4，証人K調書15頁，証人F調書34頁，弁論の全趣旨）。

(53) Eでは、実習生への指導又は支援の一環として、実習生がスーパーバイザー等に対して担当患者についての考察を発表する場である症例発表を実施することがあった（証人F調書35頁，弁論の全趣旨）。

Aは、遅くとも同月23日頃までには、前記症例発表の前提となる担当患者についての「問題点抽出」という作業が難しいと感じる

ようになり、同作業を思うように進められなくなった（乙6，弁論の全趣旨）。

(54) Aは、同月24日午後2時49分頃、Cの同級生に対し、「なんかもう、毎日気を使い過ぎて、よう分かりませんわ…しかもまだ折り返しじゃないしなー」と記載したメールを送信した（甲36②）。

(55) Fは、同月25日、Aによる症例発表が予定されていたものの、Aの発表内容の一部である問題点抽出の作業が不十分であったため、症例発表の日程を同月Y日に延期した（甲5，乙5，6，証人F調書21頁～23頁，34頁，弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いがない。）。

(56) Fは、同月27日、Aに対し、10分後にEの隣の接骨院で受診する予定がある担当患者に対して6分間歩行検査を実施するよう指示した（甲5，乙5，弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いがない。）。

Aは、6分間歩行検査を実施したものの、同検査を終えてEに戻るまでに15分程度かかってしまったため、前記接骨院のスタッフ及びFが周囲を探し回る事態となった（甲5，15，乙5，6，証人F調書23頁，弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いがない。）。

Fは、戻って来たAに対し、「何してたんや？みんな探してたんやで。」と述べたところ、Aが「SpO₂の測定に手間取ってしまいました。すみません。」と謝罪したため、Aに対し、「接骨院のスタッフも探し回ってくれてたから、一言謝るとき。」と述べた（甲5，15，乙5，弁論の全趣旨）。

(57) Aは、同日及び同月28日、Kに対し、電話を掛け、担当患者の評価についての技術的な質問や本件実習の進捗状況に遅れがないかどうか等の相談をした（甲5，乙4，証人K調書15頁～17頁，2

0 頁， 2 1 頁， 2 3 頁， 2 4 頁， 3 6 頁， 3 7 頁， 弁論の全趣旨)。

(58) Aは，同月18日から同月27日までの間，しょうすいし又は呆然とした様子が続いており，原告に対し，Fの声が相変わらず小さくて聞き取りにくいことや背中全体が痛むこと等を訴えていた（原告本人調書15頁，16頁，弁論の全趣旨）。

(59) Aは，同月28日午後3時30分頃に帰宅した後，ちょっと寝たいなどと言って仮眠を取った。そして，Aは，同日午後6時頃から夕食を食べ，同日午後8時頃まで再び仮眠を取った後，Y月Y日午前3時頃までの間，症例日誌等の本件実習に関する資料を作成した後，就寝した。（甲25の1，88，原告本人調書16頁～18頁，弁論の全趣旨）

Aは，同日午前5時頃起床し，同日午前6時頃に自宅を出てEへ向かった（甲88，原告本人調書16頁～18頁，弁論の全趣旨）。

(60) Fは，Y月Y日の朝，Eに到着して間もないAに対し，症例発表の資料ができたかを尋ねたところ，Aは，資料はできたが資料のデータ及び同データを修正するためのパソコンを忘れた旨を答えた。Aがすぐに「家に取りに帰ります。」と述べたものの，Fは，Aに対し，同日午前中に持参した資料を見直すことを指示した。

Fは，同日昼頃，Aの作成した発表用資料（甲18）を確認し，Aに対し，①空白箇所が多いため，検査内容や評価内容をより多く書くこと，②歩行観察の内容が少なく，なぜ担当患者にとって歩行が重要なかが説明できていないこと，③歩行の持久性について客観性が乏しく，検査内容が活かされていないことを指摘した。（甲5，18，乙5，証人F調書24頁，56頁，57頁，弁論の全趣旨。原告と被告Dとの間では争いが無い。）

その後，Aは，同日午後1時頃にEを出たまま行方不明となった

(争いがない。)

(61) Aは、本件実習中、おおむね以下のようなスケジュールで過ごしていた(甲5, 15, 16の1・2, 21, 25の1・2, 88, 乙5, 6, 証人F調書30頁, 原告本人調書6頁, 弁論の全趣旨)。

ア 月曜日, 水曜日及び金曜日

午前5時頃	起床
午前6時30分頃	自宅を出発
午前7時30分頃	Eにおける清掃及び朝礼
午前8時頃	午前診開始
午後0時頃	午前診終了
	休憩又は実習日誌等の作成
午後4時頃	午後診開始
午後8時頃	午後診終了
	スーパーバイザーによる講評
午後8時30分頃	Eを出発
午後9時30分頃	帰宅
午後10時頃	実習日誌等の作成開始

イ 火曜日, 木曜日及び土曜日

午前5時頃	起床
午前6時30分頃	自宅を出発
午前7時30分頃	Eにおける清掃及び朝礼
午前8時頃	午前診開始
午後0時頃	午前診終了
	スーパーバイザーによる講評
午後1時頃	Eを出発
午後2時頃	帰宅

午後 3 時頃

実習日誌等の作成開始

(62) Aは、本件実習期間中である同月 5 日から Y 月 Y 日まで間のほぼ毎日、各日の実習日誌等をパソコンのワードファイルで作成していたところ、その総編集時間は約 103 時間であり、1 日当たりの編集時間は平均約 4 時間であった。また、A が前記ファイルを最終的に保存して作業を終了した時刻は、編集を開始した日の翌日午前 3 時頃や起床後の午前 6 時頃になることもあった。(甲 21, 25 の 1・2, 弁論の全趣旨)

もともと、F は、A に対して実習日誌等の作成にどの程度の時間を掛けているのかを確認しなかったため、A の前記総編集時間や前記作業終了時刻を把握していなかった (証人 F 調書 38 頁, 弁論の全趣旨)。

また、F は、A に対して具体的な睡眠時間を確認することもなかった (証人 F 調書 59 頁, 弁論の全趣旨)。

(63) K は、同年 12 月 16 日、A の遺族に対する報告書として集約されることを前提に、本件実習開始前の A とのやり取りについての報告書 (乙 3) 及び本件実習中の A とのやり取りについての報告書 (乙 4。以下「K 報告書」という。) を作成した (乙 3, 4, 弁論の全趣旨)。

K 報告書の同年 11 月 15 日の欄には、「実習指導者から帰るように言われ、実習先を出た旨の連絡があったため、電話で連絡を取り、学院に来るように指示した。」、A が E を出て C に登校し、A と同校の教員らとの面談を経て、K が F に対して電話連絡をした後、「この時より、実習指導者は学生の発言を無下にするような発言は避け、指導をした際もフォローをするように心がけていた。また、「帰れ。」のような発言も控えていた。」との記載がある (乙 4)。

(64) Fは、遅くとも平成26年1月21日までの間に、Aの遺族に対する報告書として集約されることを前提に、Aの本件実習中の状況を記載した「Aくんの実習中の状況について」と題する書面(乙5。以下「F報告書」という。)を作成した(乙5、弁論の全趣旨)。

F報告書の平成25年11月15日の欄には、以下のような記載がある(乙5)。

「朝提出されたデイリーノートと症例ノートを見てみると、昨日の内容についてのデイリーが全く入っておらず、本日症例患者さんにする予定の検査項目の内容もありませんでした。今回の実習中では内容が少なくてもデイリーを提出することが大前提になっていますので、これまで順調だった事を考えると、少し驚いて『昨日のデイリーはなんで無いの?』と聞きました。A君は『昨日は検査が途中で終わったのでもう書かなくていいと思いました。』私は、『昨日は検査が10分程度で中断したけど、その中でもいろいろ経験した事もあるだろうし、他にも見学とか経験したことは無いの?今日の患者さんにする検査の内容もどうするの?』と聞くと、『はい。こちらの認識不足でした。一旦学校に帰って作ってきます。』(と言う感じの発言があったと思います。)実習中に自分から簡単に『学校に帰る。』と言うのは実習先としては信じ難く、相当の事だと思い、『じゃ、帰り。』と強く言いました。するとその直後に白衣のままで荷物を持って急いで走ってリハビリ室を出ていったので、私はA君が逆に怒って出てしまったのかと感じ、一旦止めて話を聞いた方がいいかと思いい、後を追いかけてきましたがもう見えなくなっていました。すぐにA君の携帯に連絡したが、一方的に切られてしまった記憶があります。

(この電話対応は記憶が曖昧)私とN先生の心境として、A君の置かれた状況と年齢を考えると、あの行動と反応は理解しがたく、驚

いたとの事でした。」

- (65) Nは、遅くとも平成26年1月21日までの間に、Aの遺族に対する報告書として集約されることを前提に、Aの本件実習の状況を記載した「Aさん実習経過経緯」と題する書面（乙6。以下「N報告書」という。）を作成した（乙6，弁論の全趣旨）。
- (66) 被告Bは、同月21日、Kの各報告書（乙3，4），F報告書（乙5）及びN報告書（乙6）の各記載等を集約したAの本件実習開始前及び本件実習中の状況に関するAの遺族宛ての報告書（甲5。以下「状況報告書」という。）を作成し、同日頃、原告に対してこれを交付した（甲5，弁論の全趣旨）。
- (67) 被告Bは、同月29日、Aの遺族宛ての「故A君の自死に関する見解報告書」と題する報告書（甲74）を作成し、原告に対し、同日頃、これを交付して、Aの自殺の原因が特定できなかった旨を報告した（甲74，弁論の全趣旨）。

2 争点(1)（FのAに対する違法行為の存在）について

- (1)ア 前記認定事実によると、被告Dは、被告Bとの間で、Cの臨床実習について、同校の学生をEにおいて実習生として受け入れる旨の合意をし（前記1(5)）、実際にEにおいて、Cの学生に対し、臨床実習に係る指導を行っていたことが認められる。

そうすると、被告D及び実際に指導を担当するスーパーバイザーは、臨床実習の指導によって実習生の生命、身体、精神及び財産等に危害が及ぶことがないように、当該実習生の安全に配慮すべき義務（安全配慮義務）を負うと解すべきである。

そして、臨床実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、実習生の心身の健康を損なう危険性があることは明らかであることをも考慮すると、本件実習におけるAのスーパーバイザー

であったFは、実習生として受け入れたCの学生であるAに対し、前記安全配慮義務の内容として、本件実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積してAの心身の健康を損なうことがないようにすべき注意義務を負っていたと解するのが相当である。

イ これに対し、被告Dは、教育の本質として強制的・懲戒的側面があるため、実習生に対して一切の疲労や心理的負荷を与えてはならない義務があるとはいえず、仮に疲労や心理的負荷の程度が問題だとすれば、その基準が不明確である以上、注意義務違反を問うことはできない旨を主張する。

しかし、前記注意義務が実習生に対して一切の疲労や心理的負荷を与えてはならないとする義務でないことは明らかであるし、基準が不明確ということもできない。

したがって、被告Dの前記主張は採用できない。

(2) そこで、原告の主張する各行為が前記(1)アの注意義務に違反するかを検討する。

ア 平成25年11月12日の行為について

(ア) a 原告は、同日の経緯について、おおむね次のとおり主張する。

Aが同日に痛覚検査を実施していたところ、FがAに対して同検査の中止を指示した上、「何をしているのか。」と尋ねた。Aが痛覚検査の説明を始めたところ、Fはその説明を途中で遮り、「意味がないから中止。」と述べて、同検査を中止させた。その後、Fの指示により、Aが痛覚検査の説明を再度行ったところ、Fは「それならそう言えばいい。要点を伝えないと分からない。」と述べたものの、同検査が再開されることはなかった。

b 原告の前記主張は、Aの作成した顛末書（甲6）の内容に沿

うものであるところ（前記1(47)）、前記認定事実によれば、顛末書は、Aが、同月15日、Eを出て行った後に行われたCの教員らとの面談の際に、同校の教員らに対して本件実習の同日までの具体的経緯等を説明するために作成した文書であるから（前記1(46)、(47)）、同月12日の3日後というAの記憶が新しいうちに作成されたものといえる上、その作成経緯からすると、同校の教員らが顛末書（甲6）の記載内容の真実性についてFやEの関係者らに対して確認する可能性が高いことから、あえてこれに虚偽の事実を記載する理由も見当たらない。また、Aの実習日誌（甲15）の同月12日の欄には、痛覚検査を実施したことに加え、反省点として、「検査の進め方のまずさと、説明ミスで中止となる。」、「検査の進め方・目的について質問された際、その内容を的確に伝える説明を行えなかった。これを的確に行えなかったことから、中止となってしまい」担当患者に迷惑を掛けた旨の記載があるところ（前記1(40)）、これらの記載は原告の前記主張と矛盾しない。

そうすると、同日の経緯は、前記認定事実（前記1(37)）のほかに原告の前記主張のとおりであったと認められる。

(イ) そして、Fの前記(ア)aの行為は、Aに対し、痛覚検査について、突然、中断を指示した上、Aの同検査についての説明を途中で遮って、Aに対して痛覚検査についてのAの意図を説明する機会を与えないまま、「意味がないから中止。」と述べて中止させ、Aの検査行為を否定したものといえる。このようなFの行為は、Aに対し、一方的に不安感や屈辱感を与えるものであって、過度に心理的負荷を与える行為であるというべきである。

したがって、Fの前記(ア)aの行為は、前記(1)アの注意義務に違

反する（以下、Fの前記(ア)aの行為を「F違法発言①」という。）。

- (ウ)a これに対し、被告Dは、同日の経緯について、Aが不適切な態様で触覚検査をしており、担当患者が不快感を示していたため、Fは、Aに対して「何をしているの。そんなやり方では意味がないから。」と述べて同検査を中止させ、その後、Aに触覚検査の内容を再度説明させた旨を主張し、Fもおおむね同旨の供述をする（証人F調書10頁、11頁）。

しかし、被告Dの前記主張は、これを裏付ける的確な客観的証拠が見当たらない上、触覚検査ではなく、痛覚検査についての説明ミス等により検査中止となった旨のAの実習日誌（甲15）の記載内容（前記1(40)）と整合しない。

したがって、被告Dの前記主張は採用できない。

なお、実習日誌（甲15）の「検査の進め方のまずさと、説明ミスで中止となる。」との記載（前記1(40)）からすると、Aが痛覚検査の方法を誤っていた可能性は否定できないものの、F違法発言①が前記(1)アの注意義務に違反するといえるのは前記(イ)の理由によるから、Aが実際に痛覚検査の方法を誤っていたか否かは前記結論を左右しないというべきである。

- b また、被告Dは、顛末書（甲6）の「説明していたのですが」との記載（前記1(47)）は、Aの説明が検査開始前に既にされていたことを意味するため、FがAの説明を遮ったとの事実は認められない旨を主張する。

しかし、顛末書（甲6）のうち、被告Dの指摘する前記部分の前後をみると、「実施途中で、F先生より一端中断するよういわれ、「何をしているのか」と聞かれました。説明していたのですが、途中で止められ、「意味がないから中止」といわ

れました。その後もう一度説明を求められたので、最終的に左右の強弱を比較する事を伝えた」との記載があるところ（前記1(47)）、同記載は、FがAに対して「何をしているのか。」と説明を求められたため、Aがその回答として痛覚検査の説明をしたこと、Aの同説明はFに遮られ、AがFから「意味がないから中止。」と告げられたこと、その後、AがFから再度の説明を求められ、説明をしたことを意味すると考えるのが自然であり、実習日誌（甲15）の前記記載内容とも整合する。

これに対し、被告Dの前記主張を前提とすると、AはFから「何をしているのか。」と説明を求められたにもかかわらず、Fを無視して何らの回答もしなかったことになること、検査中止を意味することになる「F先生より一端中断するよういわれ」と「途中で止められ」との記載が重複してしまうこと、「その後もう一度説明を求められた」という記載からすると当初の説明に関する記載があってもよいはずであるのにこれがないことなど、事実の経緯や顛末書の記載方法が不自然なものとなる

したがって、被告Dの前記主張は採用できない。

イ 平成25年11月13日の行為について

(ア) a 原告は、同日の経緯について、おおむね次のとおり主張する。

Fは、Aに対し、Aが症例日誌の同月12日の欄に、Fの指示により中止となった痛覚検査についての記載をしていなかったことを指摘した上、「これはボイコットしているのと一緒。今日はもう見せたくない。帰るか。」と帰宅を促した。

その後、AがFに対して謝罪したところ、Fは、Aに対し、「次やったら終了。」と述べた。

b 原告の前記主張は、Aの作成した顛末書（甲6）の内容に沿うものであるところ（前記1(47)）、顛末書は、前記ア(ア)bと同様に、Aの記憶が新しいうちに作成されたものといえる上、あえてこれに虚偽の事実を記載する理由も見当たらない。また、前記認定事実によると、Aは平成25年11月14日にKに対して「昨日帰らされかけました。謝罪してどうにか帰らずに済みました。」と記載された現状報告のメールを送信していることが認められ（前記1(42)）、同メールの内容は原告の前記主張に整合しているところ、同メールもAの記憶の新しいうちに作成されたものといえる上、Fとの連絡が容易に可能なKに対してあえてFについての虚偽の事実を記載する理由も見当たらない。さらに、K報告書（乙4）には、Fは、同月15日にAがEを出て行く事件があった後から、学生の発言を無下にするような発言を避け、「帰れ。」のような発言も控えていた旨の記載があることが認められるところ（前記1(63)）、同記載は、少なくとも同日以前にはFが学生の発言を無下にするような発言や「帰れ。」のような発言をしていたことを裏付けており、原告の前記主張と整合する。

そうすると、同月13日の経緯は、前記認定事実（前記1(38)）のほかは原告の前記主張のとおりであったと認められる。

(イ) そして、Fの前記(ア)aの行為は、Aが痛覚検査の中止により症例日誌に記載する必要がなくなったと勘違いしていた旨を説明したにもかかわらず、Aに対し、「これはボイコットしているのと同じ。」と述べてAが故意に症例日誌に何も記載しなかったも同然であると決めつけた上、「今日はもう見せたくない。帰るか。」と述べて帰宅を促し、本件実習を同日時点で中止して第Ⅲ期臨

床総合実習の単位を取得できない状況にすることを示唆したものと見える。また、その後Aが謝罪したにもかかわらず、Fが更に「次やったら終了。」と述べたことは、同様の失敗をした場合には本件実習を中止して第Ⅲ期臨床総合実習の単位を取得できない状況にすることを示唆したものというべきである。これらのFの行為は、Aに対し、一方的に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感等の過度に心理的負荷を与えるものであるというべきである。

したがって、Fの前記(ア)aの行為は、前記(1)アの注意義務に違反する(以下、Fの前記(ア)aの行為を「F違法発言②」という。)

(ウ)a これに対し、被告Dは、同日の経緯について、おおむね次のとおり主張し、Fもおおむね同旨の供述をする(証人F調書11頁～13頁、15頁、16頁、48頁～50頁)。

Fは、AがFの指示に反して症例日誌に何も記載していなかったため、Aに対して「なんで何も書いてないの。」と尋ねたところ、Aが「検査が中止になったので書く必要がないと思いました。」と答えた。そのため、Fは、Aに対し、考えることを放棄したことがボイコットに当たるため、学校に帰って検査方法を再考するように求める趣旨で「これはボイコットしているのと同じやで。今日は帰るか。ちょっと考えてみて。」と注意した。

その後、Aが謝罪した際、Fは、Aに対し、担当患者に対して再び不適切な検査がされた場合には担当患者が実習に協力したくないと言い出すため、更なる不適切な検査はやめてもらうとの趣旨で、「次やったらもう止めてもらう。」と述べた。

b 被告Dの前記主張は、これを裏付ける的確な客観的証拠が見

当たらない上、「ボイコット」や「帰るか。」などの客観的な発言内容についてのFの主観的な意図を事後的に補足説明しているにすぎないものである。また、被告Dの主張するFの主観的意図は、平成25年11月12日以外の日の実習内容についてはその考察を記載するためにCへ帰らせる必要がなかったにもかかわらず、同日の痛覚検査についての考察を記載する場合のみAをCへ帰らせる必要があったなど、不自然な内容であるといわざるを得ない。さらに、仮にFの「次やったらもう止めてもらう。」との発言が不適切な検査はやめてもらうというものであったとしても、不適切な検査をするべきでないのはいうまでもないことであって、一般人の通常理解を基準とすれば、同発言は実習の中止を示唆するものというべきであるから、前記(1)イの注意義務違反が否定されることはない。

したがって、被告Dの前記主張のうち、前記認定に反する部分は採用できない。

ウ 平成25年11月15日の行為について

(ア) a 原告は、同日の経緯について、おおむね次のとおり主張する。

Aは、担当患者が同月14日にEで受診しなかったため、症例日誌の同日の欄に担当患者についての記載をしなかった。すると、Fは、Aに対し、症例日誌に記載がないことを指摘した上、「診ていなければ出さなくていいのか。」と叱責し、Aが返答に窮していると、「無視するのか。」と述べた。

その後、AがFに対して謝罪したにもかかわらず、Fは、Aに対し、「帰れ。」と強い口調で述べた。その結果、Aは、Eを出て行き、Kの指示に従ってCへ登校した。

b 原告の前記主張は、Aの作成した顛末書（甲6）の内容に沿

うものであるところ（前記1(47)）、顛末書は、前記ア(ア) bと同様に、Aの記憶が新しいうちに作成されたものといえる上、あえてこれに虚偽の事実を記載する理由も見当たらない。また、前記認定事実によると、Aが平成25年11月15日にNに対して「『帰れ』と言われまして」と記載したメールを送信したことが認められ（前記1(49)）、同メールの内容は原告の前記主張に整合しているところ、同メールはAの記憶の新しいうちに作成されたものといえる上、Aが、Eにおける本件実習を「かなりビビってます」などと相談するなど（前記1(25)）比較的本音を言いやすい相手であったと認められるNに対し、あえて虚偽の事実を伝えるとは考えられない。さらに、前記認定事実によると、Nが同日にAに対して「『帰れ』と言ったF先生が焦ってはったし」、「状況は、F先生からも聞きました。」と記載したメールを送信したことが認められるところ（前記1(49)）、NがAとFのやり取りを直接見聞きしたか否かは明らかでないものの、Eに勤務し、同日の経緯をFから聞いていたNがあえて虚偽の事実を記載する理由は見当たらない。そして、少なくとも同日以前にはFが学生の発言を無下にするような発言や「帰れ。」のような発言をしていたことを裏付けているといえるK報告書（乙4）の記載（前記1(63)）も、原告の前記主張と整合する。

そうすると、同日の経緯は、前記認定事実（前記1(44)～(49)）のほかは原告の前記主張のとおりであったと認められる。

- (イ) そして、前記(ア) aのFの行為は、担当患者がEで受診しなかった日については症例日誌に記載する必要がないと勘違いしていた旨をAが説明したにもかかわらず、Aに対し、「診ていなければ

ば出さなくていいのか。」と反語を用い、Aが返答に窮していると、叱責しているスーパーバイザーを無視する実習生などいるわけがないことは明らかであるにもかかわらず、「無視するのか。」と更に叱責した上、その後のAの謝罪を無視して強い口調で「帰れ。」と重ねて叱責し、結果として本件実習の中止を示唆したものといえる。このようなFの行為は、Aを無意味に困惑させ、Aに対して一方的かつ執拗に威圧感や恐怖心、屈辱感、不安感を与え、過度に心理的負荷を与えるものであって、本件実習における指導の範囲とは評価し得ない。

したがって、Fの前記(ア)aの行為は、前記(1)アの注意義務に違反する(以下、Fの前記(ア)aの行為を「F違法発言③」という。)

(ウ)a(a) これに対し、被告Dは、おおむね次のとおり主張し、Fもおおむね同旨の供述をする(証人F調書16頁～19頁, 30頁, 31頁)。

Fは、AがFの指示に反して症例日誌に何も記載していなかったため、Aに対して「診ていなければ担当患者の記載はなくてもいいの?」、「どう思う?」などと何度か尋ねたところ、Aの返答がなかったため、自分の声が聞こえていないのかもしれないと思い、Aに対して「こっちの声聞こえてる? こっちは返答待ってるんやけど無視してるの?」と確認した。

すると、Aが「はい、こちらの認識不足でした。いったん学校に帰って作ってきます。」と挑戦的に答えたため、Fは、むっとして「じゃ、帰り。」と述べた。その直後、AはEを出て行った。

(b) 被告Dの前記主張は、F報告書(乙5)及びF報告書に基づく被告Bの状況報告書(甲5)の各記載内容に沿うもので

ある（前記 1 (64), (66)）。しかし、F 報告書（乙 5）及び被告 B の状況報告書（甲 5）は、いずれも A の自殺が判明した後、A の遺族に対する報告書とする趣旨で作成されたものである上（前記 1 (64), (66)）、A が F から痛覚検査の中止を指示されたのは平成 25 年 11 月 12 日であるにもかかわらず（前記 1 (37)）、同月 14 日のできごととして同月 15 日の欄に記載され、学校に帰る旨の A の発言について「（と言う感じの発言があったと思います。）」と記憶が曖昧であることを示す記載がされているなど（前記 1 (64)）、その記載内容の正確性には疑問があるため、前記各報告書の記載内容を採用することはできない。

また、A が C へ帰る旨を言い出したとの点は、F が帰れと述べていた旨が記載された顛末書（甲 6）や A 及び N のメール（甲 20 の 3～5、35 の 2 ③）の各記載内容（前記 1 (47), (49)）、K 報告書（乙 4）の同日の欄に、「実習指導者から帰るように言われ」との記載や、前記イ(ア)b のとおり少なくとも同日以前には F が学生の発言を無下にするような発言や「帰れ。」のような発言をしていたことを裏付けているといえる記載があること（前記 1 (64)）と整合しない。

さらに、被告 D の前記主張によれば、A は、F から症例日誌に記載がないことを指摘されていたにすぎず、調査等のために C へ帰るように言われていたわけでもないため、C へ帰る必要性が全く生じていなかったにもかかわらず、理由なく C へ帰る旨を言い出したことになるが、そのような事実経緯は不自然といわざるを得ない。

したがって、被告 D の前記主張は、採用できない。

b また、被告Dは、Fが「帰れ。」と述べたとの原告の主張はFが焦っていたことと整合しない旨を主張する。

しかし、Fの当該反応は、Fが実習中止を恐れて帰りたくとも帰れない状況にあるAが実際に帰ることはないだろうと予想していたのに、これに反する状況になったためと考えられ、FがAに対して「帰れ。」と述べた旨の原告の前記主張と矛盾する事実ではないし、Fが「帰れ。」と述べていないことを裏付ける事実でもないというべきである。

したがって、被告Dの前記主張は採用できない。

エ 平成25年11月27日の行為について

(ア) 前記認定事実のとおり、以下の事実が認められる(前記1(56))。

Fは、同日、Aに対し、10分後にEの隣にある接骨院で受診する予定がある担当患者に対して6分間歩行検査を実施するよう指示した。Aは、6分間歩行検査を実施したものの、実際には、同検査を終えてEに戻るまでに15分程度かかってしまったため、前記接骨院のスタッフ及びFが周囲を探し回る事態となった。

Fは、戻って来たAに対し、「何してたんや?みんな探してたんやで。」と述べたところ、Aが「SpO₂の測定に手間取ってしまいました。すいません。」と謝罪したため、Aに対し、「接骨院のスタッフも探し回ってくれてたから、一言謝るとき。」と述べた。

(イ) 原告は、Fの前記(ア)の行為が前記(1)アの注意義務に違反するものである旨を主張する。

しかし、担当患者につき10分後に接骨院で受診する予定があったとしても、同接骨院がEの隣に所在しており、6分間歩行検査が6分間で終了する検査が予定されているものであることか

らすれば、実習生であるAの技能が未熟であることを考慮しても、Fの前記指示が不可能を強いるような不合理なものであるとはいえない。また、結果的に前記接骨院のスタッフに対して担当患者及びAを探し回るといふ一定程度の負担を掛けてしまったことは事実であるから、Fが同スタッフに対する謝罪を指示したとしても、通常の指導の範囲というべきである。その他、Fの前記(ア)の行為について、Aに対し、過度に身体的・心理的負荷を与えたものと評価すべきものは見当たらない。

したがって、Fの前記(ア)の行為は、前記(1)アの注意義務に違反するものとはいえないから、原告の前記主張は採用できない。

オ 平成Y年Y月Y日の行為について

(ア) 前記認定事実のとおり、以下の事実が認められる(前記1(60))。

Fは、平成Y年Y月Y日の朝、Eに到着して間もないAに対し、症例発表の資料ができたかを尋ねたところ、Aは、資料はできたが資料のデータ及び同データを修正するためのパソコンを忘れた旨を答えた。Aがすぐに「家に取りに帰ります。」と述べたものの、Fは、Aに対し、同日午前中に持参した資料を見直すことを指示した。

Fは、同日昼頃、Aの作成した発表用資料(甲18)を確認し、Aに対し、①空白箇所が多いため、検査内容や評価内容をより多く書くこと、②歩行観察の内容が少なく、なぜ担当患者にとって歩行が重要なのか説明できていないこと、③歩行の持久性について客観性が乏しく、検査内容が活かされていないことを指摘した。

その後、Aは、同日午後1時頃にEを出たまま行方不明となった。

(イ) これに対し、原告は、FがAに対して症例レジュメの加筆修正を具体的な説明や指導のないまま指示したことが前記(1)アの注意義務に違反する旨を主張する。

しかし、前記(ア)のとおり、Fはいくつかの点について一定程度具体的に指導していることが認められる。また、同指導は、Aに対して過度の心理的負荷を与えるものとは認められない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

カ Aの学習時間について

(ア) 前記認定事実によると、AがEにおける本件実習に要した時間は、月曜日、水曜日及び金曜日は1日当たり少なくとも約9時間であり、火曜日、木曜日及び土曜日は1日当たり少なくとも約5時間であるから（前記1(61)）、1週間当たり少なくとも約42時間であると認められる。また、Aが症例日誌等のデータファイルの作成に要した時間は、1日当たり平均約4時間であるから（前記1(62)）、1週間当たり平均約28時間であると認められる。

そうすると、本件実習におけるAの学習時間は、1週間当たり平均約70時間となっていたというべきである。

ところで、前記認定事実（前記1(1)）、証拠（甲69、70）及び弁論の全趣旨によると、平成11年に定められた厚生省指導要領（甲71）の「臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成することとし、実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。」との規定は、理学療法士養成施設に対し、臨床実習における学習時間を1週間当たりおおむね45時間以内とするよう求めるものであることが認められる。このように厚生省指導要領（甲71）が臨床実習における学習時間を制限した趣旨は、臨床実習によって学生が受ける平均的な疲労や心

理的負荷等を考慮し、臨床実習における長時間の学習によって学生が過度の疲労や心理的負荷等を蓄積し、その心身の健康を損なってしまうことのないように、学生を保護することにあると解される。このような厚生省指導要領（甲 7 1）の規定の趣旨や A の自宅での作業時間が深夜や早朝に及んでいたこと（前記 1 (62)）に照らすと、前記のとおり 1 週間当たり平均約 7 0 時間という前記厚生省指導要領（甲 7 1）の基準を大幅に超える A の学習時間は、質的・量的に過重なものであったことは明らかである。

臨床実習を指導する立場である F は、A に対し、具体的な作業時間や睡眠時間等の確認を行うなどしてその学習時間の実情を把握し、それが質的・量的に過重なものとなっていないかを検討し、それが過重な場合には改善するための指導をするべきであったにもかかわらず、A に対して前記確認すらしたことがなかったのであるから（前記 1 (62)）、前記(1)アの注意義務に違反したと認められる（以下、A の学習時間が質的・量的に過重なものであったにもかかわらず、F が実情を把握せず改善するための指導をしなかったことを、「F 違法行為」という。）。

- (イ) これに対し、被告 D は、F が A に対して睡眠時間を確保することやレポート等が未完成であっても口頭で補えば足りること等を伝えた上、実習課題等を減らし、1 日 2 回行うこととなっていたフィードバックも端的なものとするなどの配慮をした旨を主張し、F もおおむね同旨の供述をする（証人 F 調書 7 頁，8 頁，3 7 頁，5 8 頁，5 9 頁）。

しかし、仮に F が A に対して抽象的に睡眠時間を確保するよう伝えていたとしても、具体的な睡眠時間を確認せずにその旨伝えるのみでは A の学習時間が改善される実効性は認め難い。また、

FがAに対して実習日誌については未完成であっても口頭で補えば足りる旨を伝えていたことは認められるものの(前記1(34)),前記イ及びウのとおり,平成25年11月13日や同月15日にはAの口頭での説明を促すことなく「これはボイコットしているのと一緒に。」「診ていなければ出さなくていいのか。」などと述べて症例日誌の記載がないことを厳しく非難していることからすれば,Aが実習日誌等を作成しないことは事実上不可能であったといわざるを得ない。さらに,Fが実習課題を減らしたことやフィードバックを端的なものにした旨の前記主張については,主張自体抽象的である上,これを裏付ける的確な客観的証拠も見当たらない。その他,FがAの学習時間について何らかの配慮をしたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって,被告Dの前記主張は採用できない。

キ 小括

以上によると,本件実習におけるFのAに対する一連の行為のうち,前記アからウまでの各行為(F違法発言①,F違法発言②,F違法発言③。以下,F違法発言①からF違法発言③までを併せて「F違法発言」という。)及びカの行為(F違法行為)は,いずれも前記(1)アの注意義務に違反する行為であると認められる。

3 争点(2)(Fの違法行為とAの自殺との間の相当因果関係)について

(1) 事実的因果関係について

ア 前記争いのない事実等及び前記認定事実によると,Aが自殺するに至った経緯は次のとおりであると認められる。

(ア) Aは,平成24年の失踪事件を引き起こしたものの(前記第2の1(5)),その後,S病院における平成24年度の第IV期臨床総合実習を問題なく修了し,本件実習の開始前頃までの間は,少な

くとも外見上、その健康状態に病的な様子はなかったことが認められる（前記1(11)）。

(イ) しかし、Aは、本件実習における実習施設がEに決まった平成25年6月26日以降、KやCの同級生、N、原告に対し、Eでの本件実習に不安がある旨を述べるようになった（前記1(24), (25), (27)）。

本件実習の開始後、Aは、学習時間が質的・量的に過重であったにもかかわらず、F違法行為により、それが改善されず（前記2(2)カ(ア)）、原告に対してFとの関係で悩んでいる旨を、Cの同級生に対して本件実習が楽しくない旨をそれぞれ述べるようになった（前記1(35), (36)）。そして、Aは、更にF違法発言を受けたことにより、精神的に落ち込み、しょうすいた様子となり、背中等の痛みを訴えるようになるなど（前記1(39), (43), (50)）、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して、Aの心身が病的状態になったといえる。周囲からまじめで優秀と評価されているAが、同年11月15日に、本件実習中に、突然、実習用の白衣を着たままEを勢いよく走って出て行くという異常行動をとってしまったのは（前記1(6), (44)）、前記のとおり疲労や心理的負荷等が過度に蓄積したことにより、Aが病的な精神状態となっていたことを端的に裏付けているというべきである。

(ウ) このような本件実習におけるAの状況について、同日から自殺する前日であるY月Y日までの間に改善されたことを裏付ける的確な証拠はない。かえって、Aが送信した平成25年11月21日付けのKに対するメールに「今日も叱られましたが、どうにか続いています。」と記載されていたこと（前記1(51)）や同月24日付けのCの同級生に対するメールに「なんかもう、毎日気

を使い過ぎて、よう分かりませんわ…しかもまだ折り返しじゃないしなー」と記載されていたこと（前記1(54)）、自宅でもしよ
うすいし又は呆然とした様子であったこと（前記1(58)）等からす
ると、同月15日からY月Y日までの間についても、Aに対して
それ以前と同様の身体的・心理的負荷が過度に掛かり続けてお
り、又は少なくともF違法発言及びF違法行為の影響は除去さ
れていない状況であったと推認できる。

そして、前記のとおり病的な精神状態となっていたAは、本件
実習における症例発表の準備作業を思うように進められなくな
り、症例発表の当日においてもFから発表資料の再検討を指示さ
れる状況で症例発表の本番を迎えてしまったこと（前記1(60)）を
契機として、自殺を決意するに至ったものと認められる。

イ 以上の経緯によると、Aが自殺するに至った最大の原因は、本
件実習におけるF違法発言及びF違法行為であったと認められる
から、F違法発言及びF違法行為とAの自殺との間には、事
実的因果関係があると認めるのが相当である。

ウ これに対し、Mは、本件遺書の記載内容からするとAは臨床実
習における問題点抽出という作業が苦しくなって自殺したと思わ
れる旨を供述する（証人M調書16頁）。

しかし、Aが平成24年度のS病院における第IV期臨床総合実
習を問題なく修了していることからすれば、Aは仮に臨床実習に
おける問題点抽出という作業が苦しくなったとしても、スーパ
バイザーや実習担当教員等の適切な指導を受ければこれを克服す
る能力があったというべきであるから、臨床実習における問題
点抽出という作業が苦しくなったことのみ、またはそれが最大
の原因になりAが自殺に至ったとは認められない。また、本
件遺書には

臨床実習における問題点抽出の作業が苦しいため自殺する旨の明確な記載はない上、自殺者が自殺の原因となった事情を遺書に必ず記載する旨の経験則は認められないから、遺書の記載内容は自殺の原因を推認するための間接事実の一つになり得るとしても、その他の一切の間接事実を無視して遺書の記載内容のみを重視することはできない。

したがって、Mの前記供述は、採用できない。

(2) 相当因果関係

ア 前記(1)のとおり、AはF違法発言及びF違法行為が原因となって自殺するに至ったものと認められるところ、FがAの死亡結果について不法行為に基づく損害賠償責任を負うといえるためには、更にF違法発言及びF違法行為とAの死亡結果との間に相当因果関係があると認められる必要がある。

ところで、F違法発言及びF違法行為は、Aの身体に対する直接的な暴行等とは異なり、Aの死亡結果を通常生じさせるものとはまではいえないから、Aの死亡結果は、F違法発言及びF違法行為によってAが自殺を決意するという特別の事情が介在することによって生じたものというべきである。

そうすると、F違法発言及びF違法行為とAの死亡結果との間の相当因果関係があるといえるためには、Fにおいて、Aの自殺についての予見可能性があったと認められる必要があるというべきである。

イ 前記認定事実によると、Fは、遅くとも本件実習が開始される平成25年11月5日までには、Cの学生（Fの同級生）が臨床総合実習中に実習施設のスーパーバイザーから過度に心理的重圧を与えるような発言をされたこと等を原因として失踪し、自殺した

事件（平成20年の自殺事件）を認識していたのであるから（前記1(30)）、臨床実習中の実習生はスーパーバイザーから過度に心理的重圧を与えるような発言をされた場合には、失踪して自殺に至る場合があることを十分に認識していたといえる。

また、Fは、Aについて、疲労がたまると記憶が失うことがあることや、実際に、本件実習が開始されるわずか約1年2か月前、第Ⅲ期臨床総合実習において睡眠不足となったため、心身が病的状態となり、記憶を失って失踪したこと（平成24年の失踪事件）を把握した上（前記1(29)、(33)）、Aが自己を追い詰めやすい性格であるため、本件実習による負荷が掛かり過ぎないように配慮しなければならない旨を認識していたのであるから（前記1(31)）、Aにおいて本件実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積された場合には、Aが記憶を失って失踪してしまうなどの病的な精神状態となるおそれがあることを認識していたといえる。なお、この点について、Fは、Aの心身の健康状態に関するより詳細な事情等が記載された本件診療情報提供書及び事情説明書（甲8）の内容を確認していないものの（前記1(29)）、平成25年8月頃や同年11月5日にKやAから平成24年の失踪事件について聞いた際に、実習生に係る安全配慮義務を負うスーパーバイザーとして、KやAに対し、より詳細かつ具体的な事情の開示を求めることは容易であったといえるから、前記各書面に記載された事情等も認識できたというべきである。

そして、Fは、自らAに対し、F違法発言を行っていたのであるから、過度の心理的負荷を与えるF違法発言の内容を当然に認識していたといえる。また、Aが症例日誌等の作成に要している具体的な作業時間やAの具体的な睡眠時間は、Aに対してこれらを具

体的に確認すればすぐに認識できるものである上、遅くとも平成25年11月15日には、Aが、突然、実習用の白衣を着たままEを勢いよく走って出て行ってしまうという外部から容易に認識できる異常行動をみせていたことから（前記1(44)）、Aに対して過度の身体的・心理的負荷が掛かっていることを容易に認識できたといえるのであるから（なお、Nが同日にAに対して「自分を追い詰めたらダメですよ」と記載されたメールを送信していること（前記1(49)）は、前記認識が容易であったことを裏付けているといえる。）、Aの具体的な作業時間等を確認すべき契機もあったといえるべきである。

以上のようなFの認識等を考慮すると、Fは、F違法発言の時点において又はAが自殺する直前（F違法行為の最終日）までに、平成20年の自殺事件と同様にAが自殺に至ってしまうことを予見することができたと認めるのが相当である。

ウ これに対し、被告Dは、本件実習当時、Aには抑うつ症状を疑わせる特異な言動がなかったため、FはAの自殺を予見し得なかった旨を主張する。

しかし、Aの自殺についての予見可能性を認めるためには必ずAの抑うつ症状が認められなければならないというわけではない上、前記イのとおり、Aが自殺を決意するかもしれないことを疑わせる事情が存在し、Fがこれらを認識し、又は一般人の通常の注意を払いさえすればFがこれらを認識できたといえることから、被告Dの前記主張は、FがAに対する配慮を欠いていたことを意味するにすぎない。

したがって、被告Dの前記主張は、採用できない。

4 争点(3)（被告Dの使用者責任）について

前記 2 及び 3 で認定説示したとおり，F は，A に対し，本件実習に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して A の心身の健康を損なうことがないように注意すべき義務に違反したことにより，A の死亡について不法行為に基づく損害賠償責任（民法 709 条）を負うところ，前記争いのない事実等及び前記 2 によると，F は被告 D の被用者であって（前記第 2 の 1 (1)エ(エ)），F 違法発言及び F 違法行為は理学療法士養成施設の実習生の指導という被告 D の事業の執行についてされたものといえる。

したがって，被告 D は，A の死亡について，民法 715 条 1 項に基づく損害賠償責任（使用者責任）を負う。

なお，争点(4)（被告 D の安全配慮義務違反）については，被告 D が前記損害賠償責任を負うことから，判断は不要である。

5 争点(5)（被告 B の安全配慮義務違反）について

(1) 安全配慮義務の存在について

ア a 被告 B は，理学療法士養成施設である C の経営者として，同校の学生に対し，在学契約に基づき，その教育活動によって当該学生の生命，身体，精神及び財産等に危害が及ぶことのないように，被告 B において具体的に予見できる危険から当該学生の生命，身体，精神及び財産等を保護し，その安全に配慮すべき義務（安全配慮義務）を負うと解すべきである。

b また，前記認定事実（前記 1 (1)），証拠（甲 69，70）及び弁論の全趣旨によると，平成 11 年に定められた厚生省指導要領（甲 71）の「臨床実習については，1 単位を 45 時間の実習をもって構成することとし，実習時間の 3 分の 2 以上は病院又は診療所において行うこと。」との規定は，理学療法士養成施設に対し，臨床実習における学習時間を 1 週間当たりおおむね 4

5時間以内とするよう求めるものであることが認められる。このように厚生省指導要領（甲71）が臨床実習における学習時間を制限した趣旨は、臨床実習によって学生が受ける平均的な疲労や心理的負荷等を考慮し、臨床実習における長時間の学習によって学生が過度の疲労や心理的負荷等を蓄積し、その心身の健康を損なうことのないように、学生を保護することにあると解される。

このような厚生省指導要領（甲71）の前記規定の趣旨からすると、被告Bは、前記安全配慮義務の内容として、Cの学生に対し、臨床実習における学習時間が1週間当たりおおむね45時間以内となるように注意すべき義務を負うと解すべきである。

c さらに、被告BがCの学生に対して前記安全配慮義務を果たすためには、Cの教員が、当該学生情報を適切に引き継ぎ、当該学生の実習施設や実習時期を適切に選択し、当該学生や実習施設との間で適切な環境調整や情報共有等を行うことが不可欠である。

そうすると、被告Bは、前記安全配慮義務の内容として、Aの情報を平成25年度の担任教員であるKに対して適切に引き継ぐべき注意義務、Aの実習施設や実習時期を適切に選択すべき注意義務及び本件実習の開始前後を通じてAの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務を負うと解するのが相当である。

イ これに対し、被告Bは、Aが本件実習当時39歳の社会人経験者であったこと、本件実習前にはAに異常な言動が見られなかったこと、本件診療情報提供書の記載内容、Cのカリキュラムの決定権限が被告Bにあること、本件実習前のAの様子等からすると、

前記アの安全配慮義務及びその内容としての前記アの各注意義務は存在しない旨を主張する。

しかし、前記の各事情の存在のみをもって、被告Bがその教育活動によってAの生命、身体、精神及び財産等に危害が及ぶことを放置してもよいことにはなり得ない。

したがって、被告Bの前記主張は採用できない。

(2) 予見可能性について

ア 前記(1)アの注意義務の前提となる予見可能性は結果に対するものであるから、被告Bの前記(1)アの注意義務違反を問うためには、被告Bにおいて、注意義務違反の行為をした時までに、Aの自殺についての予見可能性があったといえる必要があると解される。

イ a 前記認定事実によると、被告Bは、平成20年の自殺事件を同事件の当事者として認識していたのであるから（前記1(2)）、臨床実習中の実習生は、スーパーバイザーから過度に心理的重圧を与えるような発言をされた場合には、失踪して自殺に至る場合があることを十分に認識していたといえる。

また、被告Bは、Aについて、平成24年の失踪事件を引き起こしたことや、心療内科・精神科・神経科の専門医であるR医師によって精神疾患であるZが生じた疑いがある旨の診断がされ、臨床実習における負荷が過度にならないよう相談しながら進めていくべきである旨の意見が述べられていたことを認識していたのであるから（前記第2の1(5)、前記1(10)）、臨床実習において、Aの疲労や心理的負荷等が過度に蓄積された場合には、Aが記憶を失って失踪してしまうなどの病的な精神状態となるおそれがあることを認識していたといえる。

さらに、Kは、平成25年11月14日に、Aから、同月13

日にFによって帰らされかけたが謝罪してどうにか帰らずに済んだことや、Eが予想どおりプレッシャーの強い環境であること、気を遣い過ぎて思うように考えられないこと等が記載された、F違法発言をうかがわせるメールを受け取った上（前記1(42)）、同月15日には、Aが、実習用の白衣を着たまま、突然、Eを走って出て行ってしまうという異常行動を取ったことを認識し（前記1(44)、(46)）、同日のAとの面談の際にF違法発言の経緯が記載されたA作成の顛末書（甲6）を受け取ったこと（前記1(47)）からすると、被告Bは、どんなに遅くとも同日までには、Aに対して過度の心理的負荷を与えることが明らかなF違法発言の存在を認識することができたというべきである。また、KがAからその具体的な学習時間を聴取することについては何らの障害もないから、被告Bは、本件実習の開始後、いつでもF違法行為を認識することができたといえる。

そうすると、被告Bは、遅くとも同月15日までには、F違法発言及びF違法行為によってAの疲労や心理的負荷等が過度に蓄積されていることを認識することができたと認められるから、遅くとも同日までには、平成20年の自殺事件と同様にAが自殺に至ってしまうことを予見できたというべきである。

- b 他方、前記認定事実によると、Cの一部の教員がEにおいて厳しい指導がされているとの認識を有していたことが認められるものの（前記1(19)）、同認識における厳しさの内容すら抽象的なものにとどまり、EにおいてF違法発言やF違法行為に類する違法行為が常態化していたことまでを裏付ける的確な客観的証拠は見当たらない。

この点に関し、Iは、Cにおいては、本件実習の開始前に、E

について、学生に対して「帰れ」という言葉を多用するなどのパワハラ行為が横行しているため、学生がスーパーバイザーとの間で信頼関係を築くことが困難な実習施設であるとの認識があった旨を供述する（証人 I 調書 13 頁，20 頁，21 頁，23 頁～25 頁，37 頁，50 頁，51 頁）。しかし，I の前記供述を裏付ける的確な客観的証拠が見当たらない上，仮に C において I の前記供述のような共通認識があったのであれば，C から E に対して是正の申入れがされ，又はその実習施設としての適格性が検討されるはずであるにもかかわらず，E について問題意識を持っていたと供述する I すら具体的な検討や対策をしたという明確な記憶がなく（証人 I 調書 21 頁，49 頁），平成 25 年 6 月 26 日に A から本件実習における A の実習施設として E が選定されたことを聞いた際にも頑張れと述べただけであること（証人 I 調書 14 頁）は不自然といわざるを得ないため，I の前記供述は採用できない。

そうすると，仮に被告 B が E 等に対する適切な調査をしていたとしても，本件実習の開始前においては，被告 B が F 違法発言及び F 違法行為を認識又は予見することは不可能であったというべきであるから，A の自殺についても予見することができなかつたと認めるのが相当である。

c したがって，被告 B は，本件実習の開始前には A の自殺を予見することができなかつたものの，本件実習の開始後，遅くとも平成 25 年 11 月 15 日までには，A の自殺を予見することができるに至ったと認めるのが相当である。

ウ これに対し，被告 B は，①本件診療情報提供書には，A について「現在の負荷が減った状態では，病的と判断される精神状態は認

められません。」と記載されていたこと、②Aは、平成24年度の第IV期臨床総合実習を問題なく修了したこと、③本件実習の開始前には、Aに異常な言動がなかったこと、④AとFとの関係は、平成25年11月15日にKがFに対して電話を掛けた後に改善されたこと、⑤Aは、同月27日及び同月28日、Kに対し、本件実習の課題についての相談をしたものの、Eにおいていじめを受けているなどの相談はしていないこと、⑥Aと同居する原告は、Aが自殺するまで、Aが自殺してしまうかもしれないとの危惧を有していなかったことから、Aの自殺を予見することは不可能であった旨を主張する。

しかし、本件診療情報提供書にZの疑いがある旨が記載されているのであるから、Aが精神疾患を有している疑いがあることは明らかである上、平成24年の失踪事件からわずか約1年2か月しか経っていないことや臨床実習における負荷が過度にならないように相談しながら進める必要がある旨のR医師の意見を考慮すると、前記①から③までの事情を重視することは相当ではない。また、前記④の事実を認めるに足りる証拠は見当たらず、かえってAが平成25年11月21日にKに対して「今日も叱られましたが、どうにか続いています。」と記載されたメールを、同月24日にCの同級生に対して「なんかもう、毎日気を使い過ぎて、よう分かりませんわ…しかもまだ折り返しじゃないしなー」と記載されたメールをそれぞれ送信していることからすると（前記1(51), (54)）、AとFとの関係は同月15日以降も改善されていなかったことが推認できる。さらに、AがKに対してEにおいていじめを受けている旨の相談をしておらず（前記⑤）、原告においてAの自殺を危惧していなかったとしても（前記⑥）、前記イのとおり、被告Bにおい

ては、本件実習の開始後、遅くとも平成25年11月15日までは、Aの自殺を予見することができるに至ったと認められる。

したがって、被告Bの前記主張は採用できない。

(3) 安全配慮義務に違反したかについて

ア Kへの引継ぎについて

(ア) 原告は、Aの平成25年度の担任教員であるKへの引継ぎについて、Aの平成24年度の担任教員であるJから「あとは実習の方をよろしくね。」と述べられただけで、平成24年の失踪事件に関するAの精神状態や心理的負荷が高まった原因等のAに関する具体的事情についての引継ぎがされなかったことは、Aの情報を担任教員であるKに対して適切に引き継ぐべき注意義務に違反する旨を主張する。

(イ) 前記認定事実によると、Kは、Aの担任教員となることが決まった際、Jからの引継ぎとしては、Kの担当する全学生（Aを含む。）について1行又は2行程度の概要が記載された一覧表を受領したにすぎず、学生のプロフィールが記載された個人票すら活用されなかったことが認められる（前記1(3)）。

しかし、原告の前記主張は、要するに、被告BはKに対して「平成24年の失踪事件に関するAの精神状態や心理的負荷が高まった原因等のAに関する具体的事情」を認識させておくべきであった旨を主張するものにすぎず、これを必ずJをして認識させなければならない旨まで主張するものではなく、また、前記「Aに関する具体的事情」は、本件診療情報提供書及び事情説明書（甲8）の内容から推認できる限りのものでしかないと解される。

そこで、Kが認識していた具体的事情について検討するに、前記認定事実によると、Kは、平成24年度からCに教員として勤

務しており、遅くともAの実習施設を選定する前である平成25年6月頃までには、Aが平成24年の失踪事件を引き起こしたこと並びに本件診療情報提供書及び事情説明書(甲8)の内容を既に認識していたことが認められる(前記第2の1(1)イ(カ)、前記1(16))。そうすると、Kは、遅くとも平成25年6月頃までには、Jからの引継ぎという形ではないものの、原告の前記主張に係る「Aに関する具体的情報」を認識していたといえるから、被告BがAの情報を担任教員であるKに対して適切に引継ぐべき注意義務に違反したと認めることはできない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

イ 実習施設及び実習時期の選定等について

(ア) 原告は、被告Bが、Aの精神状態等を確認しないまま、本件実習におけるAの実習施設を選定したこと及びAの本件実習の開始時期を平成25年11月頃と選定したことは、Aの実習施設や実習時期を適切に選択すべき注意義務に違反する旨を主張する。

(イ) 実習施設の選択について

a Cにおける学生の実習施設の選定は、基本的には同校の教育活動の一部としてその裁量に属する行為であるから、被告BがAの実習施設を適切に選択すべき注意義務に違反したといえるのは、CにおけるAの実習施設の選択の過程・内容が著しく不合理なものであった場合に限られるというべきである。

前記認定事実によると、本件実習におけるAの実習施設は、HがEを選択し、その後、Cの教務会議において異議等が出なかったため、Hの前記選択のとおり決定されたものであるところ(前記1(17)、(20)、(21))、Hは、Aの実習施設としてEを選択

する際、① F のまじめで熱心な指導が期待できたこと、② E が A の自宅から通える距離にあったこと及び③ A の同級生の N がいること、④ 本件診療情報提供書及び事情説明書（甲 8）の内容を考慮したこと（前記 1 (20)）が認められる。そうすると、被告 B は、前記①から④までの各事情を考慮して、A の実習施設を E と選定したといえるところ、これらの点のみでいえば不合理なところはない。

しかし、被告 B は、A について、平成 24 年の失踪事件を引き起こしたことや、心療内科・精神科・神経科の専門医である R 医師によって精神疾患である Z が生じた疑いがある旨の診断がされ、臨床実習における負荷が過度にならないよう相談しながら進めていくべきである旨の意見が述べられていたことを認識していたのであるから（第 2 の 1 (5)、前記 1 (10)）、A の実習施設の選定に際し、A の直近の健康状態や実習施設についての意向等を確認・検討することが不可欠であったというべきである。それにもかかわらず、被告 B は、A との面談を実施せず、前記各事情を確認しなかったばかりか（前記 1 (22)）、本件診療情報提供書及び事情説明書（甲 8）の内容について具体的に分析し、検討した形跡すら見当たらない。

そうすると、C における A の実習施設の選択の過程は著しく不合理であったといえる。

- b もっとも、前記(2)のとおり、被告 B は、本件実習における A の実習施設の選択の時点においては、A の自殺を予見することができなかつたと認められるから、被告 B が A の実習施設を適切に選択すべき注意義務に違反したと認めることはできない。

(ウ) 実習時期の選択について

前記争いのない事実等によると、被告Bは、Aの本件実習の開始時期を平成25年11月頃と選定したことが認められる(前記第2の1(6))。

しかし、Aが本件実習と同様の時期である平成24年11月5日に開始された平成24年度の第IV期臨床総合実習を問題なく修了していること(前記1(11))や、被告Bが、Aに対し、休学明けとなる平成25年8月下旬頃から同年10月末頃までの間に、Cにおいて、臨床総合実習に備えるための指導をしていること(前記第2の1(6))からすると、Aの本件実習の開始時期を平成25年11月頃と選定したことが不合理であるとはいえない。また、前記(2)のとおり、被告Bは、本件実習の開始時期の選択の時点においては、Aの自殺を予見することができなかつたと認められる。

そうすると、Aの実習時期の選択について、被告BがAの実習時期を適切に選択すべき注意義務に違反したと認めることはできない。

(エ) したがって、原告の前記主張は、いずれも採用できない。

ウ 実習開始前の環境調整等について

(ア) 原告は、被告Bが、本件実習の開始前にEに対してAの既往症等を開示せず、Eの訪問等を行わなかったことは、本件実習前にAのEとの間の適切な環境調整や情報共有等を行うべき注意義務に違反する旨を主張する。

(イ) 前記認定事実によると、Kは、本件実習の開始前に、Fに対して電話を掛け、Aがまじめで一つのことを思い詰めやすい性格であること、平成24年の失踪事件を引き起こしたため平成24年度の臨床実習が中止となったこと、本件実習においては様

子を見ながら指導して欲しいことを伝えたものの、心療内科・精神科・神経科の専門医であるR医師によって精神疾患であるZが生じた疑いがある旨の診断及び臨床実習における負荷が過度にならないよう相談しながら進めていくべきである旨の意見が記載された本件診療情報提供書やAの平成24年の失踪事件の経緯等に関するAの自己分析等が記載された事情説明書（甲8）等を開示するなどせず、Aの健康状態に関するより詳しい事情について伝えなかったことが認められる（前記1(29)）。このようなKのFに対する連絡は、Aの健康状態について不安があることを抽象的に伝えるものにすぎないから、Eにおいて具体的にどのような点についてどのように気を付けるべきかの検討・判断に資するものとはいえない。

また、本件診療情報提供書の内容等はAのプライバシーに関する情報といえるものの、Aから同意を得て開示すれば何ら問題がないにもかかわらず、被告Bは、Aに対し、情報開示に関する意思の確認すらしていない。

そうすると、被告Bが本件実習の開始前にEに対して行った環境調整や情報共有等は、不十分なものであったというべきである。

(ウ) しかし、前記(2)のとおり、被告Bは、本件実習の開始前の時点においては、Aの自殺を予見することができなかったと認められるから、被告Bが本件実習前にAの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務に違反したと認めることはできない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

エ 実習期間中の環境調整等について

(ア) 前記2(2)カ(ア)のとおり、本件実習におけるAの学習時間は、1

週間当たり平均約70時間という厚生省指導要領(甲71)の基準を大幅に超えるものとなっており、Aの自宅での作業時間も深夜や早朝に及んでいたことから、質的・量的に過重なものとなっていたことは明らかである。

それにもかかわらず、被告Bは、Aに対し、具体的な作業時間や睡眠時間等の確認すらしたことがなかったのであるから、被告Bが臨床実習における学習時間が1週間当たりおおむね45時間以内となるように配慮すべき義務に違反したと認められる。

(イ) 次に、前記(2)のとおり、被告Bは、本件実習の開始後、遅くとも平成25年11月15日までは、F違法発言及びF違法行為によって疲労や心理的負荷等が過度に蓄積していたAが自殺を決意することを予見できるようになったと認められる。そうすると、被告Bは、遅くとも同日以降、K又はその他のCの教員においてAやFとの面談等を実施するなどしてF違法発言及びF違法行為の経緯を具体的に調査・確認した上で、これらの違法行為の影響を除去し、又は更なる違法行為を防止するために、Eへの申入れ等の対応策を検討・実行し、仮にEにおける本件実習の継続が困難である場合には実習施設の変更等の対応策を検討・実行して、Aの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべきであったといえる。

しかし、被告Bが、同日以降、Cにおいて組織的に何らかの対応をしたことを認めるに足りる証拠はない。また、被告BからAの対応を一任されていたといえるKにおいても、①同日、Eから突然出て行ってしまうという異常行動をしたAに対し、周囲からまじめで優秀と評価されているAがFの声を聞き取りづらいとの理由だけで前記異常行動に至るとはおよそ考え難いにもかか

わらず、Fに気を遣い過ぎないようにすべきである旨を助言した後、Fに対して電話を掛け、AがFの声が小さいため聞き取りづらいと述べている旨を伝えるにとどまるなど（前記1(48)）、Aの実習状況について本質的な改善に資するとはいえない対応をしたほか、②同月21日に、「今日も叱られました、どうにか続いています。」という実習環境が改善されていないことを示唆するAのメールに対し、実習環境の変化の有無の確認すらしないまま、「本日もお疲れ様でした。大変かと思いますが、応援しています。」という何ら具体性のない返信をし（前記1(51)）、③同月22日にF違法発言やF違法行為を行った本人であるFからAの同日時点の様子のみを聴取し（前記1(52)）、④同月27日及び同月28日にAに対して本件実習の課題についての技術的な助言や本件実習の進捗状況についての助言をしたにすぎず（前記1(57)）、F違法発言やF違法行為について具体的に調査・確認し、その具体的な対応策を検討しようとしたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上によると、被告Bは、本件実習の開始後（本件実習の期間中）にAの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務に違反したと認めるのが相当である。

(ウ) これに対し、被告Bは、KがAからのメールや電話による相談に応じていたこと、平成25年11月15日にはAとの面談を実施し、Fに対して電話を掛けてAからの要望を伝えたこと、同月22日にもFへ電話を掛けてAに特に問題がないことを確認したこと、同年12月4日にはEを訪問することを予定していたことから、前記注意義務違反は認められない旨を主張する。

しかし、前記(イ)のとおり、Kの対応については、F違法発言や

F 違法行為について具体的に調査・確認し、具体的な対応策を検討したものとはいえず、仮にKが同年12月4日にEを訪問することを予定していたとしても、同面談の目的がF違法発言やF違法行為に関する環境調整等であったことを認めるに足りる証拠はないから、被告Bの主張する前記各事情は前記結論を左右しないというべきである。

したがって、被告Bの前記主張は採用できない。

オ Aへの説明について

(ア) 原告は、被告Bが、Aに対し、スーパーバイザーが実習生に対して精神的苦痛を与える者ではなく、臨床実習の合否の決定権限も有していないことを説明しなかったことは、Aの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務に違反する旨を主張する。

(イ) しかし、スーパーバイザーが実習施設における実習指導担当者にすぎず、実習生に対して精神的苦痛を与える者ではないことは当然であるから、これを改めて説明すべき必要性は認められない。また、Aにおいて臨床総合実習の単位の認定はCの責任により判定される旨が記載された実習指導要項(乙2)の内容を確認したことを認めるに足りる証拠はないものの、臨床総合実習の単位の認定権の所在の説明のみによって学生の生命、身体、精神及び財産等に危害が及ぶおそれが生じるとは考え難い。

そうすると、これらの点について、被告Bが何らかの意味で前記注意義務に違反したと認めることはできない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

カ Kの業務の過重性について

(ア) 原告は、Kの担任教員としての経験が浅いこと、Kの担当する

学生数が近畿厚生局の指導に違反していたこと及びCの夜間部の専任教員数が1名不足していたことから、Kの業務が過重となり、Aに対する適切な指導及び助言ができない状態となっていたことは、Aの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務に違反する旨を主張する。

- (イ) 前記争いのない事実等及び前記認定事実によると、KがCの教員となったのは平成24年4月頃であったこと（前記第2の1(1)イ(カ)）、Kが平成25年度に担任教員として担当した学生数は近畿厚生局の指導に違反していたこと（前記1(15)）が認められる。また、Cは遅くとも平成20年度には設置され（前記第2の1(1)イ(ア)）、その夜間部における平成25年度の専任教員数は5名であったところ（前記1(14)）、同教員数は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則2条4号本文の定める基準よりも1名不足するものであることが認められる。

しかし、Kの業務が過重であるためにAに対する適切な指導及び助言ができない状態となっていたことやKの業務の過重性の原因が前記のKの経験年数や担当学生数、Cの教員数であったことを裏付ける的確な客観的証拠は見当たらない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。

(4) 小括

以上によると、被告Bは、本件実習の開始後（本件実習の期間中）にAの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務及び臨床実習における学習時間が1週間当たりおおむね45時間以内となるように配慮すべき義務を怠ったと認められる（以下、併せて「被告Bの義務違反行為」という。）。)

6 争点(6)（被告Bの安全配慮義務違反とAの自殺との間の相当因果関

係)

(1) 事実的因果関係

ア 前記3のとおり，Aは，本件実習中のF違法発言及びF違法行為によって疲労や心理的負荷等が過度に蓄積し，病的な精神状態となったことを最大の原因として，自殺を決意するに至ったといえるから，被告Bが本件実習の開始後にAの実習環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務及び臨床実習における学習時間が1週間当たりおおむね45時間以内となるように配慮すべき義務をいずれも怠っていなければ，Aは自殺に至らなかったものと認めることが相当である。

したがって，被告Bの義務違反行為とAの死亡結果との間には事実的因果関係があると認められる。

イ これに対し，被告Bは，①Aが，平成25年11月16日からY月Y日までの間，何ら問題なく本件実習を実施していること，②F違法発言があったとはいえないこと，③本件遺書には臨床実習の課題がうまくいかない旨が記載されていたこと，④Aが，同日に予定されていた症例発表の準備を進めていたにもかかわらず，症例発表のプレッシャーにより，Fに対し，パソコンと発表データを忘れた旨の嘘を述べてEから出て行き，その後に自殺したといえること，⑤Aが原告を含む家族の援助をプレッシャーに感じていたことからすると，Aの自殺の原因は専らAの独自の性格傾向（年齢相当の問題解決能力の欠如）にある旨を主張する。

しかし，前記2及び5のとおり，同月16日からY月Y日までの間もF違法行為及び被告Bの義務違反行為は継続していたと認められるため，仮に被告BにおいてAが何ら問題なく本件実習を実施していると認識していたとすれば，同事実は被告BがAの実習

環境の調整やEとの情報共有等を適切に行うべき注意義務に違反し、A等に対する事情聴取等を怠っていたことを裏付けるものというほかない（前記①）。また、F違法発言の存在が認められることは前記2のとおりである（前記②）。さらに、Aが平成24年度の第IV期臨床総合実習を問題なく修了していることからすると、Aについて年齢相当の問題解決能力が欠如していたとは認められないし（前記③）、症例発表や家族の援助によるプレッシャーのみ、又はこれが最大の原因となり自殺に至るとも考えられない（前記④、⑤）。

したがって、被告Bの前記主張は採用できない。

(2) 相当因果関係

ア 前記(1)のとおり、Aは被告Bの義務違反行為によって自殺するに至ったものと認められるところ、被告BがAの死亡について債務不履行に基づく損害賠償責任を負うといえるためには、更に被告Bの義務違反行為とAの死亡結果との間に相当因果関係があると認められる必要がある。

ところで、被告Bの義務違反行為は、Aの死亡結果を通常生じさせるものとはいえないから、Aの死亡結果は、被告Bの義務違反行為によってF違法発言及びF違法行為が放置されたためにAが自殺を決意するという特別の事情が介在することによって生じたものというべきである。

そうすると、被告Bの義務違反行為とAの死亡との間には相当因果関係があるといえるためには、被告Bにおいて、Aの自殺についての予見可能性があったと認められる必要があるというべきである。

イ そして、前記5(2)のとおり、被告Bは、本件実習の開始後におい

て、Aの自殺を予見することができたことが認められるから、被告Bの義務違反行為とAの死亡結果との間には相当因果関係が認められる。

(3) 小括

以上によると、被告Bは、Aの死亡結果について、不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

7 争点(7) (原告の損害) について

(1) Aの損害

ア 死亡による慰謝料 2800万円

Aの死亡当時の年齢、家族構成、死亡直前の稼働状況、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、Aの死亡による精神的苦痛を慰謝するための金額としては、2800万円が相当である。

イ 死亡による逸失利益 5402万5000円

Aは、死亡当時、満39歳の男性であり、満67歳に至るまでの28年間にわたって稼働可能であったところ、この間、少なくとも平成25年度賃金センサスの「産業計・企業規模計・男子労働者・学歴計」の全年齢平均賃金の年収額である518万0500円の収入を得ることができたと認められる。また、Aの死亡当時の年齢、家族構成、死亡直前の稼働状況、その他本件に現れた一切の事情を考慮すれば、生活費控除率は30パーセントとするのが相当である。さらに、中間利息の控除についてはライプニッツ係数14.8981を用いて算定すべきである。

そうすると、Aの死亡による逸失利益は、以下の計算式により、5402万5725円と認められる。

(計算式)

$$518万0500円 \times 14.8981 \times (1 - 0.3) = 540$$

2万5725円

なお、原告は、Aの死亡による逸失利益5402万5725円の一部である5402万5000円のみを請求しているため、Aの死亡による逸失利益としては5402万5000円のみを計上する。

ウ 葬儀費用 150万円

本件に現れた一切の事情を考慮すると、葬儀費用として150万円を認めるのが相当である。

エ 過失相殺又は素因減額

(ア) 被告Dは、Aが自殺するに至ったのは、Aが本件実習を頑張り過ぎたこと及びAの被害妄想的性格が原因であるから、過失相殺又は素因減額（民法722条2項類推適用）がされるべきである旨を主張する。

しかし、F違法発言やF違法行為、被告Bの義務違反行為を耐えながら本件実習を継続したAに何らかの過失があると評価することは相当ではない。また、心療内科・精神科・神経科の専門医であるR医師の診療録（乙1）にはAに被害妄想等の妄想性障害やそれに類する症状があったことが記載されていないことからすると、Aが被害妄想的性格を有していたことを認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。さらに、仮にAが被害妄想的性格を有していたとしても、当該性格がAの自殺の原因となっていたことを認めるに足りる証拠はない上、当該性格は、一般の社会人の中にしばしば見られるものの一つであって、理学療法士養成施設の学生の個性の多様さとして通常想定される範囲を外れるものではないといえるから、賠償額を定めるにあたって斟酌すべき事情とはいえない。

したがって、被告Dの前記主張は採用できない。

- (イ) 被告Bは、Aが自殺するに至ったのは、Aが幼少期に発症した α が原因であるから、素因減額（民法418条類推適用）がされるべきである旨を主張する。

前記認定事実によると、Aは平成24年10月17日にR医師によって α と診断されたことが認められるものの（前記1(8)）、Aの α の症状の有無、程度やこれがAの自殺にどの程度寄与したかという点を認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告Bの前記主張は採用できない。

オ 弁護士費用 835万2000円

本件事案の難易、認容額その他一切の事情を考慮すると、弁護士費用の額は、835万2000円（上記アからウまでの合計835万2000円の約1割）をもって相当と認める。

カ 前記アからウまで及びオの合計 9187万7000円

(2) 原告の相続

前記争いのない事実等によると、原告はAの妻であり、その法定相続分は3分の2であるから（前記第2の1(1)ア(イ)）、原告は、Aの被告らに対する前記(1)の損害賠償請求権の3分の2である6125万1333円を相続したと認められる。

なお、原告の被告らに対する請求額（6125万1000円）は、前記認容額（6125万1333円）の範囲内である。

第4 結論

以上によると、原告の請求は理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第22民事部

裁判長裁判官 北 川 清

裁判官 中 出 暁 子

裁判官宮崎徹は，転補につき，署名押印することができない。

裁判長裁判官 北 川 清